

名和氏紀事

乾

明治二年七月廿八日  
共 第 部  
冊 日 號 類

又 4  
1347  
/



文久二年新鐫

名和氏紀事全二冊

因幡 尚德館藏版

德盛堂印  
全書

名和氏紀事  
全書

門 伊  
號 1347  
卷 1

○名和氏紀事上卷

中

明治三十八年  
十月廿一日  
購

藏書

○名和氏紀事 上卷

不

興



勤

元和中興義旗四起之惡大勳  
不日就戮而首舉事山陰者以  
名和氏為先鞭  
至尊之出隱岐閩族奉  
詔以孤軍所承大勳義氣不撓以  
寘破衆奉

鸞輿還京師其功偉矣及天下  
再亂官軍失利忠臣義士相踵  
殞命名和之族亦盡戰沒而遺  
孽之在鎮西者猶能與賊抗隨  
撲隨起百餘歲而不熄一門忠  
義之風久而不衰如此矣伯耆

神官門脇重續探求逸事誌為  
二卷題曰名和氏紀事自正史  
實錄以及稗官野乘士人口碑  
考據精確正誤辨認細大無遺  
名和之名節於是乎不朽矣而  
以名和在在因藩之封內也若

年曰藩大崖友尚囑我水戶森  
為謙撰碑文至今

中將君乃命立石舊墟使儒  
臣正桓董模寫其字刻碑陰  
而碑面則  
君手筆之也曰命安作名和

氏紀事序其為慕忠烈如此其  
萬益亦所以奮起天下忠義之  
氣也安年老不文何以塞責  
然姓系

君之在水城嘗備負侍讀於途  
逸象命不可以辭迺叙其由

書卷端不敢以拙陋而自退避也  
也文久壬戌初夏水石會澤安  
書年六十一

名和氏紀事序  
日新其德  
名和氏紀事序

名和氏紀事序



日新其德

當建武中興之時其稱佐命元勳者莫若楠公新  
田公焉而使二公之勲得速成者以名和公奉  
帝於船上山也蓋賊巢覆而天下之狂焰衰  
帝躬全而四方之義氣振然後中外相應東西相  
合而中興之業成矣由是觀之元勳之稱未必推  
楠新二公也夫名和公起於我伯耆門閥不若新  
田公兵寄不及楠公乃感倉猝之顧闔門赴義據

孤絕之山潰滔天之賊以回天日於既墜抑又難也及一朝事去以身殉之子第臣隸無敢逃義者其或纔存餘息猶能奮臂而起與南朝相為終始其忠義貞烈之氣共天地不朽故天下後世聞公之風者誰不興勤王之志也哉我公重修名和公碑之明年州人門脇重綾作名和氏紀事蓋重綾夙患公事蹟雜出於諸書者訛謬踈脫且無條理慨然有校正之志一日獲柳川儒臣牧園某

所著行在或問讀之知其國有公裔見存千里就其家訪求遺事悉謄寫以歸自是日鎖一室正脫謬叙條理反覆校定累月書成閱卷則皇家之興衰闔門之忠孝及族譜名姓地理支干之異同凡事係于公家者具載不遺使讀者如身在其時而親見其事可謂勤矣頃呈之我公我公欣然而喜曰是獲我心也命上之木手書中興元勳四字賜之以為題辭又命臣

熙明

作之序夫物之相待古今一也名和公之於楠新  
諸公相待於一時者也其於我公相待於異  
世者也相待於一時故其勲速成相待於異世故  
其跡永顯事殊而旨同察之於古既如彼觀之於  
今又如此其徵之於後必將復有忠義之士氣類  
相待觀感興起而不能自止者矣然則此書之成  
不啻為名和氏實為萬世忠義之倡首也其功豈  
不偉乎

文久二年歲次壬戌秋九月

藩

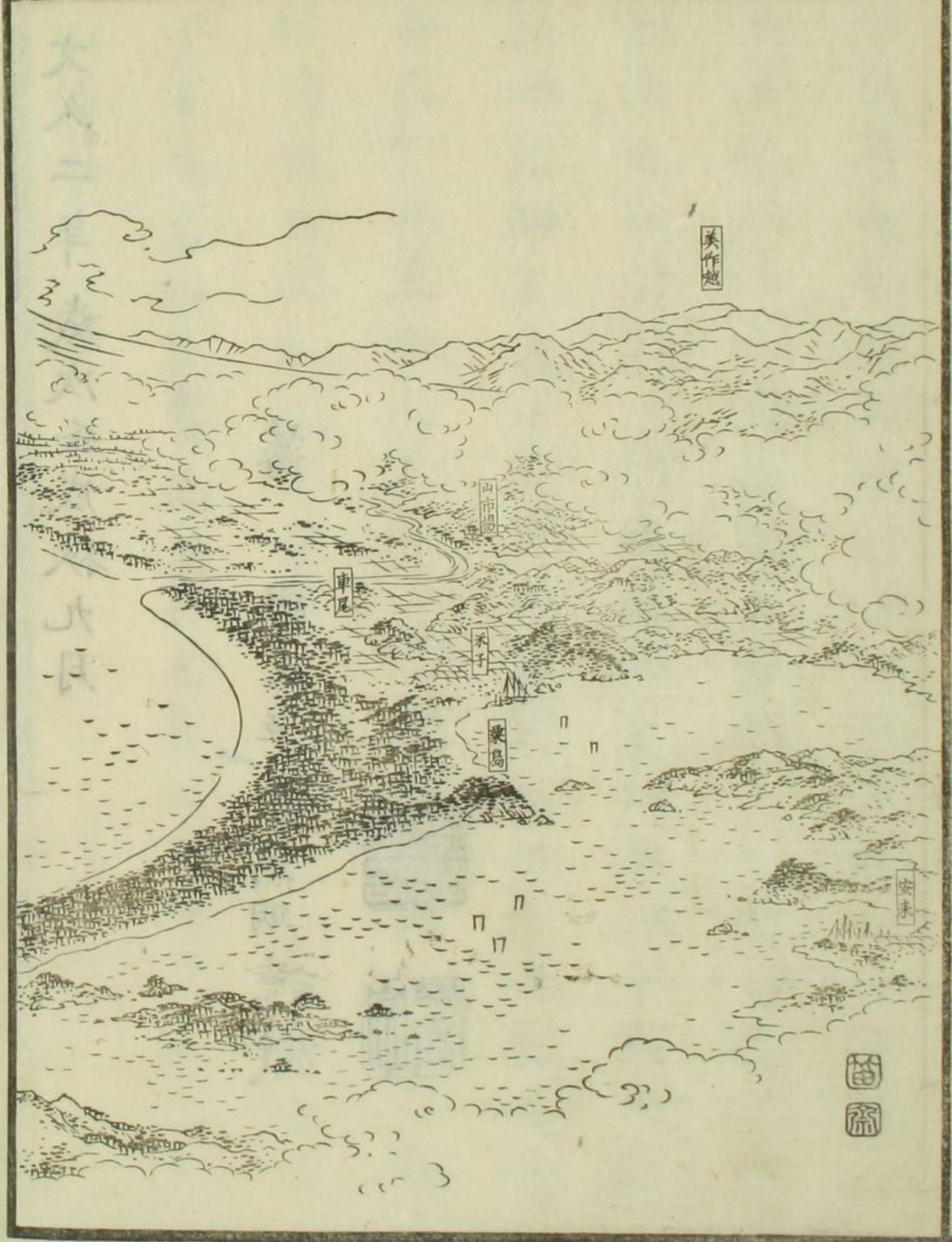
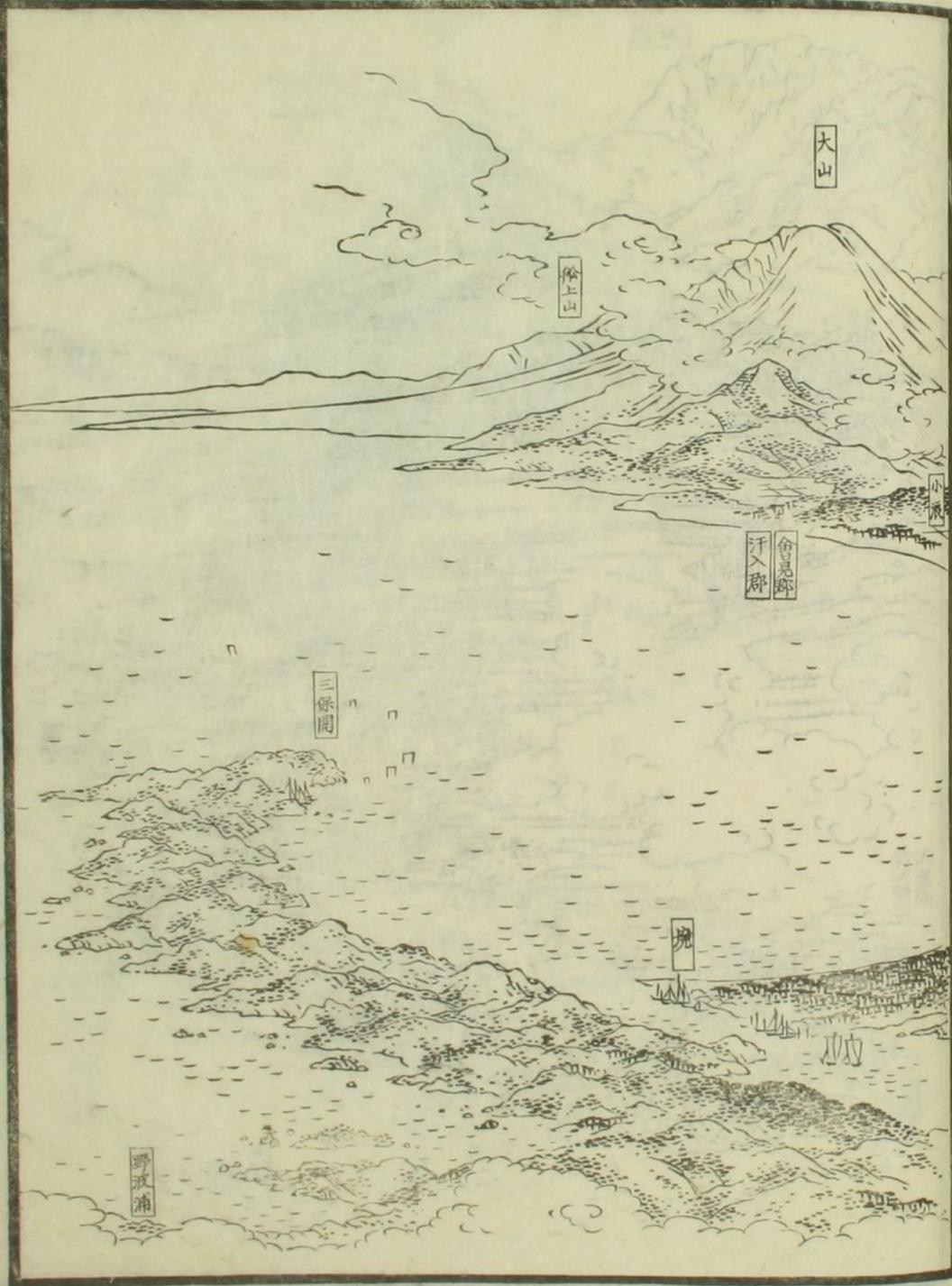
學正臣

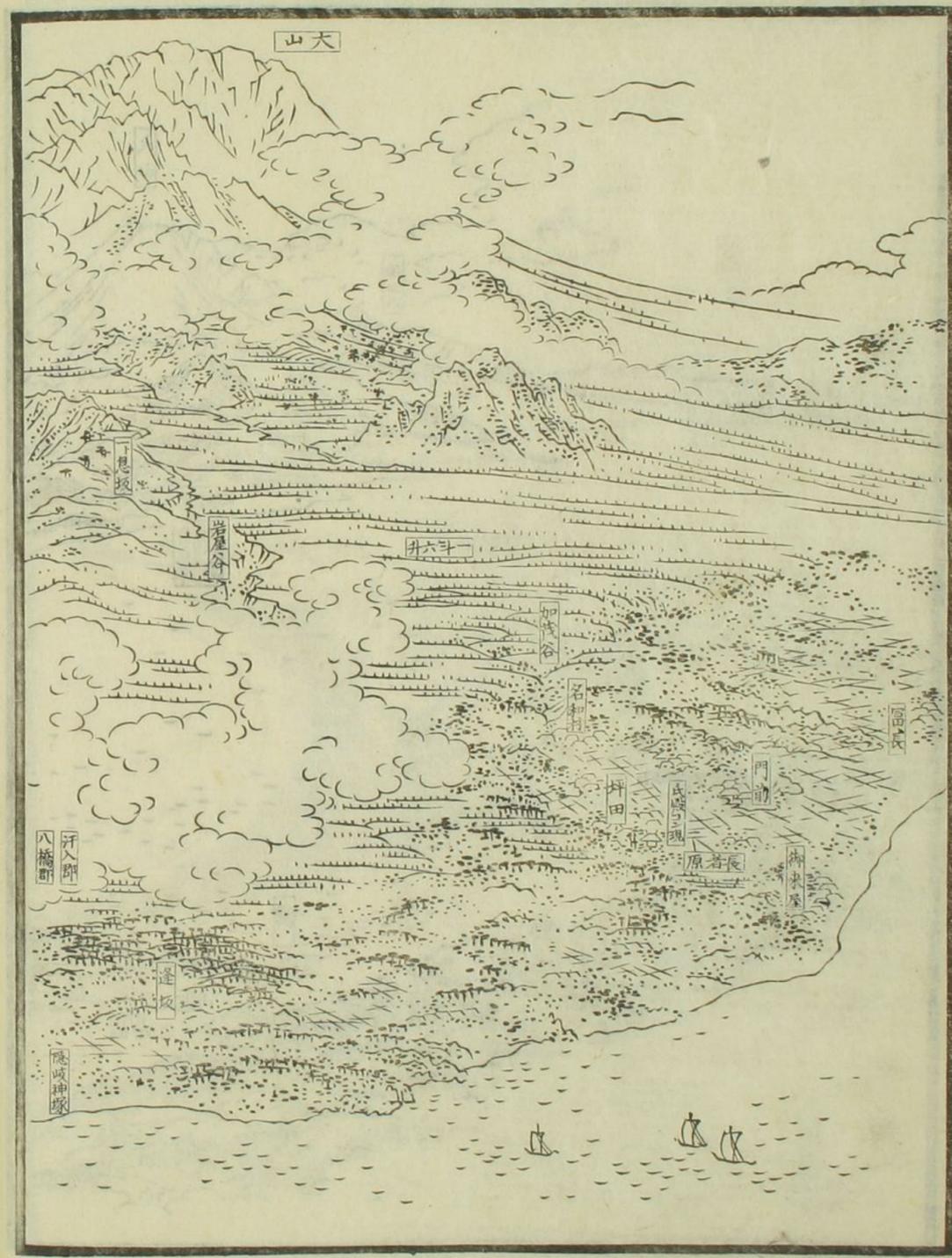
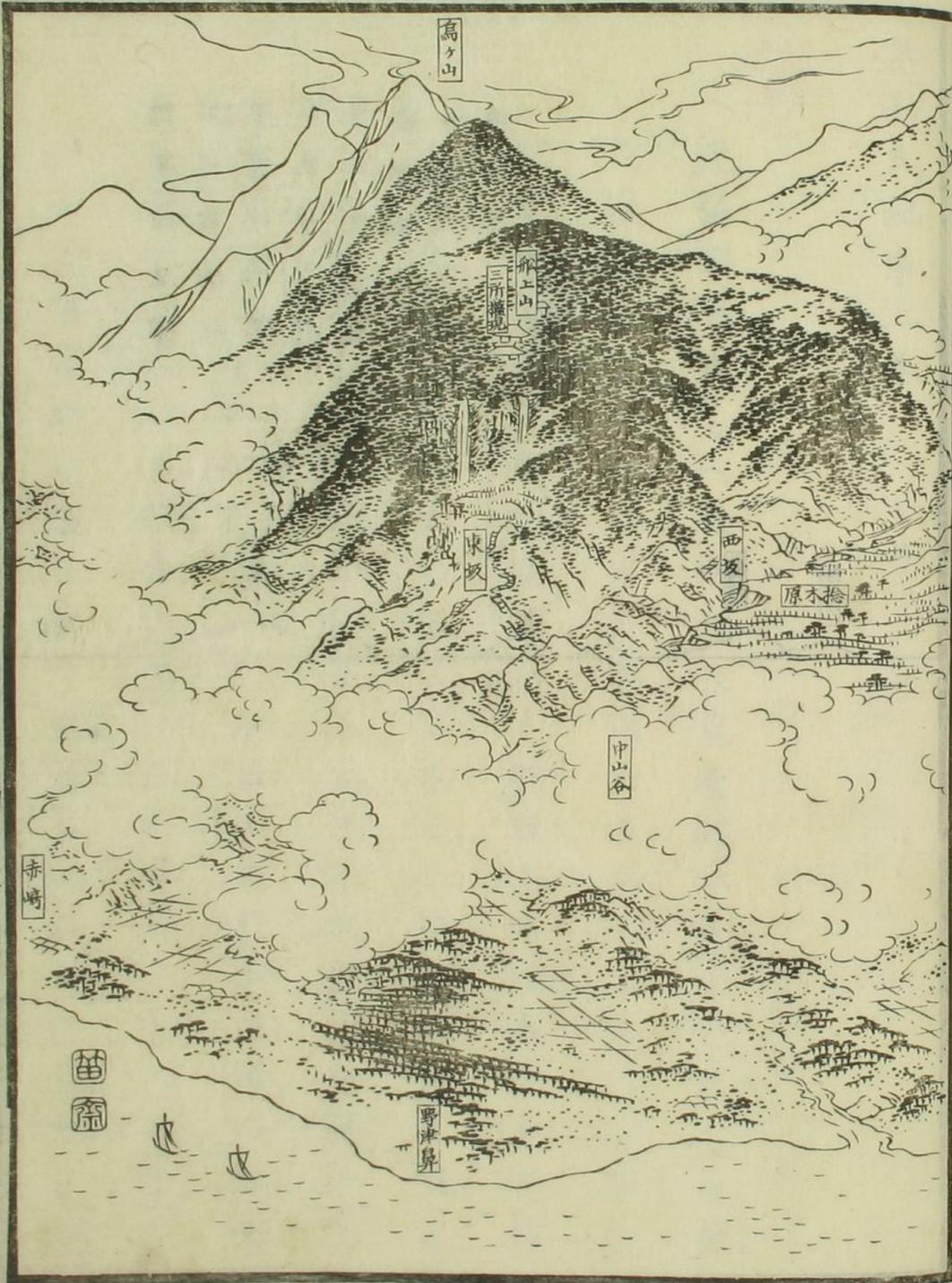
堀

熙明

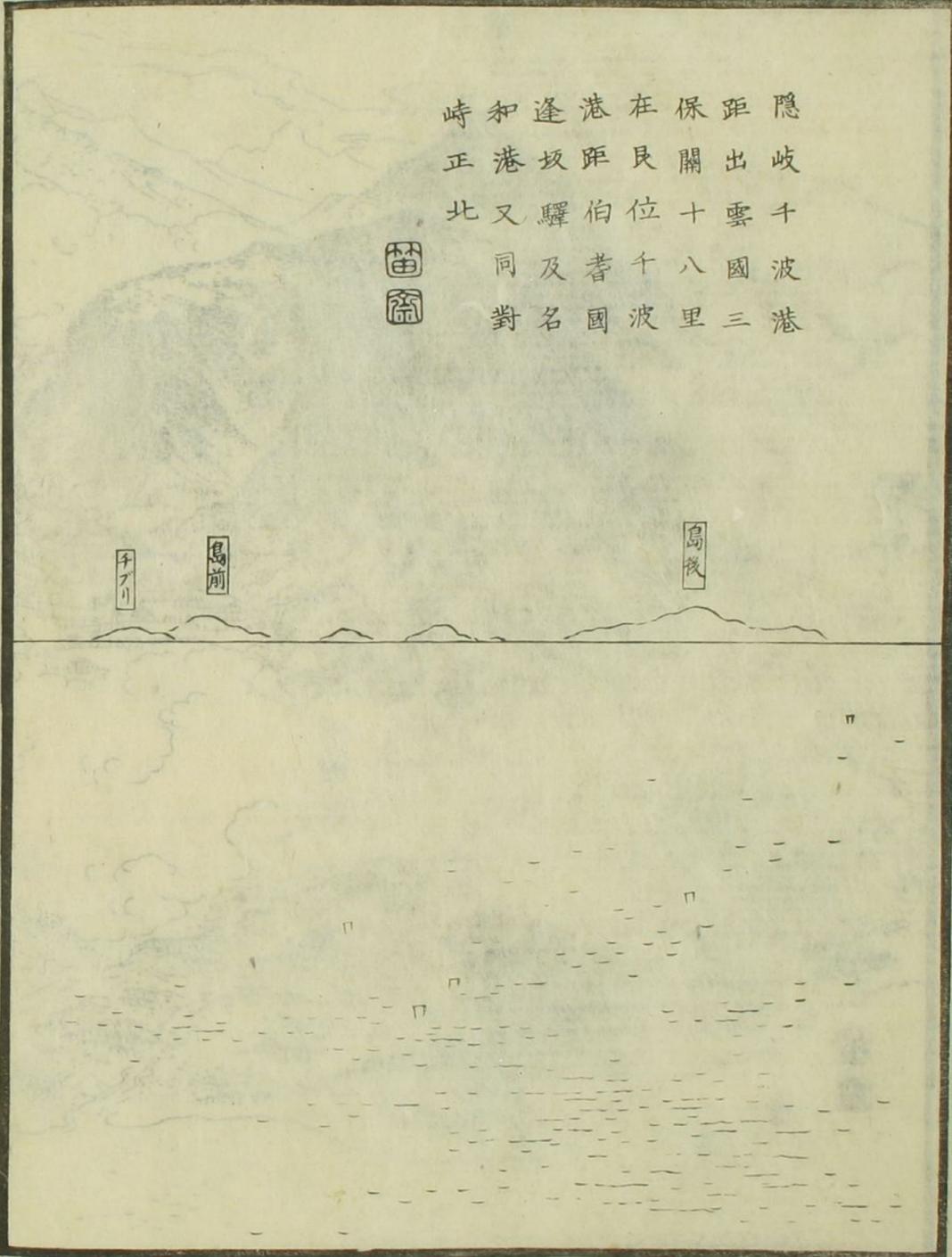
謹識







隱岐千波港  
 距出雲國三  
 保關十八里  
 在良位十波  
 港距伯耆國  
 逢坂驛及名  
 和港又同對  
 時正北



氏紀事上卷

元弘の以ぬこへ後醍醐天皇を迎へ奉りて然とも  
 功を建らまへ伯耆守長年朝臣の裔にて名以ま吾  
 國中ぬこえて聞ゆる事かく諸國も確ぬをま傳  
 はまるとも聞えさるる年来こゝ海關里て慨と  
 く慕はくくのりあるふ近き頃筑後柳川侯の儒  
 臣牧園氏名を猪字ハ大の著はせ教行在或問の附録  
 小朝臣の後以ま彼慶の藩士ミヤムラヒ小存るよこ以へるよ里  
 以る傳其の家を訪らひて家乘を討ねるの元弘の古

○名和氏紀事上卷

ふ微して今代に聞えもまゝなる事蹟をも掲ぎあらは  
し其の由緒をくはしく記して之はやぞ思ひとちて  
往々萬延元年の春彼の柳川及び里朝臣の二十四  
代の裔名和十郎長靖及び就きて乞寫せる系譜文書等  
をふ不加心への書ふ考證カクヘカク天皇隱岐へ遷幸の御事  
よりははとめて其の由来を記し事かくの如し

後醍醐天皇元弘二年三月七日月日大日本史に據る北條高時の暴

逆及び望て隱岐國へ遷幸坐すミり依供奉及び一條頭

中將行房六條千種まゝと禪少將忠顯御介借及び三位局藤原

廉アセナ子按察典侍小宰相伯耆卷船上録元弘日記裏書按察典侍日本史及び大納言典侍望阿里

まゝ皇女瓊子内親王望申諱新葉集日本史等及び據る尊良親王の御妹母ハ贈從

三位藤原為子御歳十六及びらせ安養寺縁起深田氏文書伯耆民諺

初トモりて伴及び記梅松論及び三位局其外狩裝束の

女房馬上及び云々見え金吾堂云々仕丁

一人成田小三郎望一る雑色一人ををめ具せらま

り船上録本書開東の任人あり此頃所領及も

何里醫法を知る由り成田小三郎望云々田舎武者

夫男起下部及望路次の御警固及千葉介貞胤小

供奉及望阿里路次の御警固及千葉介貞胤小

山五郎左衛門尉佐々木佐渡判官高氏等五百餘騎及び

守護としてまつる御道筋を播磨の今宿より美作國院  
庄を経て太平伯耆國會見郡山市場村藤井某の宅に御  
輿を駐めしむ安養寺繪卷此處より車尾村深田某の  
宅に入らせしむ以當家小數日とまりまします間小  
御製

春の日短くもやをき小車のうき思は傳くら  
すことばさぞ遊はさるる此處にて御逗留の間  
御守護の武士等彼の皇女を見阿らはる奉り主上を放  
ちまつりて深田氏に留め奉り本國の守護佐々木某こ  
をを監す安養寺縁起深田氏文書皇女後小安養寺宮也  
稱す傳伯耆志に見之し里○氏殿權現再興記

此件の御製を明年車駕船上山より御歸洛の時車尾村  
子駐まり給ひて遊はさるる云々云々御傳り御  
歸洛の路に因幡路を取給ひしよし聞之時も五  
月の事ある御製の趣を考合せしむ杜撰甚し美  
里出雲の安來舟遷幸まゝ其處より御船召て  
美保關ハ著せ給ふ増鏡参考大平記但増鏡小安來より  
と違へり○因幡云々直小隱岐渡海安來より美保關  
其頃ハ今の境村の海口を開きし其處を往來せしか  
の境内にて海水内外に通せし其處を往來せしか  
里會見郡沿海の地理二百年未だ古此處にて古き佛  
堂を皇居かき終夜御目も阿はぬ不夜も明く  
のハ出雲大社の事を思ひ出させ給ひ供奉の人々此  
の御神々素戔嗚尊と申して大社の大神々大國主神  
坐ますを素戔嗚尊とす

の中古よ望 箴の川上の大蛇を獲り給ひ三種神器の中  
の誤あり 第一の寶劔を得給ひく大神あるよし伏仰せらま  
て御涙敷行みおよはせ給ひら望 梅松論但本書此處  
ありし由以つるを諸書違つ望 下云つるを見らる  
○因み云ふ爰おて素戔嗚尊の御事を詔ひ寶劔の未  
由を思召し出させ給ふ武家の御事先北條の神器  
の事を奏せし時奉る事何ら御自ら其の事の上伏  
て玉體は近つき奉る事何ら御自ら其の事の上伏  
させ給はむ為大平記見之と如く此度の御渡海  
きあり云々大平記見之と如く此度の御渡海  
の神器ハ志はく玉體を放とせ給はす朝夕御心中  
凡下恐おわす給はさ望 感概盡る時無く 四月朔  
日御製

さむこそわ月日もくらぬ吾あらぬ衣かへせらふ

みやわ何らぬ 増二日 御渡海の日記諸書異同あり  
従ふさて大平記京を出まてより御路次十三日  
て三保關み著まひ二十六日ふして隱岐み著給ふ  
又何まハ三月十九日美保關み著まひ當日より四  
月二日まて三月十九日御逗留し御逗留何れも  
上み云る如く車尾村も御逗留し御逗留何れも  
も知らまきまハ美保關も御逗留し御逗留何れも  
車尾村御逗留の日も二もまきるものあり然る車尾村  
の事普く世に聞えさるより大平記をばす諸書  
路次の異同 御船隱岐國み著しあ佐々木隱岐判官  
るあるへし 清高 大平記み真清み作るわ非請取り申し國分寺を皇  
居せして入御しとてまつ望 伯耆卷船上録増鏡大平記  
の御所を造望 皇本國及ひ出雲伯耆の武士等嚴しく  
居望すと云へ望 主上一日海上をはるる御覽く御

○名和氏紀事 上卷

製

こゝろさけ方をやは、也波のうゝみ浮てゝ、よふ

蚤のつるふね

増鏡

三年 光嚴帝正

閏二月上旬の御夢も後宇多天皇

主上の御父正中元

御年崩

見えさせ給ひて聞え知らせ給ふ事多ありまを

こゝも更還幸の獻慮切あるも大塔宮

第三皇子の御音信護良親王

も聞キめす事と之を以るももて其の時宜を得させ

給はむ事をのこ潜み議ハカらせとまひる

増鏡

一日成田小

三郎國分寺の僧を語らひ御守護の中も伯耆國名和庄

の住人源小太郎長高の舎弟惣四郎泰長を招きて都の

事をも執尋ねらるも泰長上國四方官軍の勝利を逐一

み述て竊ふ已る宿志をも告りまは成田即チ惣四郎を率

て龍顔み咫尺と奉らむ主上大も御感ましくまつ汝

の一族をかゝらひ義兵を擧て御迎み参り要害の地も

皇居を遷ウツりてまつきを勅諭あり公を奉長畏て本

國船上山の要害まゝ家兄長高の事を養ふ次も出雲

の守護佐々木塩冶三郎高貞

まゝ近江三郎も作る本國富田の住人云つるを

語らひてまつ出雲伯耆の間も潜幸あり奉り隱岐前司

誅伐の計策を回ウらひまさむも幸ひ皇居の當番富士

名義綱も高貞の一族をまは是をわ加らひ候はむ事

申して次の日義綱を宿所へ招き何せあき四方の軍謀  
をあきて試みるは義綱即て龍駕を奪り奉らむ義舉  
の志を告りまを惡四郎大は悦び義綱を御前へ相具し  
て參里ぬ主上二人は御盃を賜ひ偏は潛幸の趣を勅  
諭あさき乃海船上録伯耆卷は惡四郎の事見えずは  
慮の趣を告給ふは又四郎小分限者よて事叶はさる由  
を申し伯耆國奈和庄の地頭村上又太郎と申す者弓箭  
の名を得家富一族も多く手柄の者よて候ふ望申し  
て御前を罷立ぬるく又太郎の第六郎行氏皇居の衛  
中ふ在里はるを召さきて汝を兄又太郎が告て御迎ふ  
參る可きよは便風を之さりしよて行氏即て船出たり  
るは折ふ主上即て皇居を逃出させしよ波島に滞りて  
里日本史は此の行氏下は舉る伯耆卷船上山の條は出雲隱  
之は里此の行氏下は舉る伯耆卷船上山の條は出雲隱

岐よ里馳參する長年一族の中は記せきハ既は隱岐は  
在里は趣ふ聞ゆまき本書の趣糸譜は符合せるを  
以て是は從ふまき大平記は閏二月下旬ハ佐々木富士  
名判官の當番ふて中門の警固ふて候らひはる如何  
所もひはむ何はま此の君を取奉りて謀叛を起さばや  
中思ふ意を著はる序ふ彼は或夜御前よ里官女を以て御  
杯をよまひはる序ふ彼の官女ふ就て諸國の官軍勝利  
のよを述へ云くの志を告奉るよを記せりとま  
の一説はあり梅松論 同月廿日惡四郎隱岐を立て出雲へ  
の趣是ふおを  
渡里塩治高貞を語らひはるは高貞左右なく拒みて追  
出さるは惡四郎即て伯耆へ通らむ望らひはるは折し  
も六波羅の下知望らて然る者を索むる大社國造の郎  
黨を見何らはさき遂は虜はせらまはるは同月晦日自  
害して失ぬ船上録名加くて皇居は義綱の志の不  
和糸譜

をよく御覽せむる為に彼の御盃を賜ひし時御酌  
ふ侍里に官女をいさふ大平記其項六波羅より清高の許  
へ主上を失ひ奉る可く申し沙汰するよしく聞かぬ  
さきよき右六條少将をぬして仰合さるゝ事望あり  
以望参考大平記伯耆卷 二十三日頭中将成田小三郎と相語らひ  
明朝竊に主上を出し奉るよしく望て御番兵等御酒を  
賜ひ折ふよしく三位殿の女房懐妊して何里なる其の氣  
色近附きぬ望て皇居を出さき三位殿もこきを八看給  
はむ為に民家に出らるよしく望て大平記三位局御産  
おるよしく望て参考大平記の御輿の中主上を卧させ  
趣伯耆卷に符するに從ふ

奉里其の上の御小袖を數多積て三位殿をも載せ金吾  
と成田望丁に參里行房忠顯供奉して中門を出る時及  
番兵等御輿の簾を揚て見奉るよしく望て三位殿あり  
以望ハ子細何らし望て通しよてまつるよ御輿即て義  
綱の宿所の民家に入らせ給ふ廿四日未明日次船上録  
大平記の五更の初、よしく望て一も寅、刻未、ハ同、参考大  
平記の一説、よしく望て、刻未、ハ同、参考大  
三日望するよしく望て、其、夜の曉、よしく望て、此、の、二、書、よしく望て、廿、四、日、夜  
中を、其、日、よしく望て、伯耆卷、廿、四、日、夜  
午、刻、望、する、よしく望て、三位局行房朝臣二人を望、よしく望て、件、の、宿  
處、を出、し、よしく望て、此、處、よしく望て、御輿、よしく望て、め、さ、す、忠、顯、朝、臣、と、富  
士、名、義、綱、成、田、小、三、郎、金、吾、望、四、人、御、供、よしく望て、千、波、港





再辨 隱岐神塚の事備  
 關 小普ハ社ハ  
 無 小祠と造る  
 社 殿小も後鳥羽  
 帝 尊成尊と記ハ  
 小 後鳥羽天皇の  
 由 縁あるへき小  
 何 らす

て追懸奉る不堂且日く進し里夜且入て風は以く吹  
 て御船危く見之以進る主上御守の佛舍利を取て海上  
 且投しとまふ且風忽吹はり國造の船ハ西へ御船ハ  
 東へ吹分てはせちの不明きハ二十八日  
 廿六日也す伯耆の片見和名抄小伯耆國八橋郡方見也  
 許ハ違へ里伯耆の片見見之とり今八橋町の東南三丁  
 庄よ里五里東也何處ハ或名是歟 堂云ふ處且著き給  
 ふ此處名和庄より五里東あり且進るまふ西へ漕も  
 堂さむ堂たぬらふ不堂且隱岐判官の船端無く遇ふは  
 加里且ふ里ふけ里水手堂も即て主上と忠顯朝臣堂を  
 船底且隱之奉里具の上且乾く當鰯の俵を積重ねて隱

岐判官の弟能登守參河守の船ともの真中を勅諭ふよ  
 りて態堂舩す里ちるへて通るは堂且款御船且乘て尋  
 ね索め且進ハさる船既ふ東へ漕過ぬ今ハ因幡境且や  
 懸里ぬらむ堂水主等の云ふ且たはからきて然らハ急  
 以堂東を指て漕去ぬ 伯耆卷船上録 御船も急きて西へ  
 漕くは堂且主上水をハ聞食むとて大坂港堂云ふ處且  
 著き給ふ 伯耆卷船上録 大坂以ま達坂且作る汗入ハ橋  
 ふ小祠何り後醍醐天皇を祀すると云ふ此の港且隱岐神塚也  
 天皇を祀る云ふ野津と云ふ事論無く梅松論且御座  
 船且伯耆國名和庄野津と云ふ處且著きまふ堂云ひ民  
 詠記且も筆津川の川尻且御船を寄せ給ふ堂以り此  
 の地以ま八橋郡且寬津村何處ハ其處の浦あるへり此  
 の大坂より一里許東ふまハ地方ハ大且差無きをこ

○名和氏紀事上卷

。十

を名和庄と云へるは上國の傳ふて地理詳ならず  
る加ゆふの誤有りて右の如く諸書大坂港と云へる  
を大平記の誤りなりと望み名和港と云ふは日本史  
にも此の説を取らざるに望み下不見之を寢翰と正し  
く大坂と云ふ處へ著ぬ書せ給へるものやま遷ら  
鏡及び關城書裏書不右伯耆國福津浦と云ふ處へ  
せとまふ望み今津村何里相似る名なき然も思は  
西二里許ふ今津村何里相似る名なき然も思は  
すもくハ彼の野津を誤りて福津と稱するも思は  
彼の大平記に名和港と云ふ不就て後世附會の説  
を辨す是爰より成田小三郎を勅使して名和又太  
郎長高を徵す大平記不忠顯朝臣勅使して名和又太  
何く所の寢翰不忠顯を尋ねて御迎の上を奏す  
書せ給へるは知れぬと梅松論に御船仕り候ふ  
申して云く此の處に名和又太郎申す福祐の仁候ふ  
云く望み申上り此の處に名和又太郎申す福祐の仁候ふ  
みくて勅使を遣はさるに水手行方知らず速電す  
み水求めぬ遣はさるに水手行方知らず速電す

と寢翰と云ふ是れ同くきものをやま土人の説に戸屋  
其と云ふ者を御使に遣はさるに以て一も固より附會  
の説あり下り成田陸奥上里て里人此處より名和  
きを辨す一と成田陸奥上里て里人此處より名和  
庄へ幾程を問ふ二里許望み谷ふ午刻長高の館に至  
里て惡四郎森長を問ふ渠ハ隱岐の御番に參りて爰  
み阿らす望みとふ然て名和より出雲より歸らざる  
るふや望み直に長高に逢ひて勅諭を告げし長高首  
を地ぬ著け領承し奉りて不思議にも如く時節を生  
き過ひて萬葉の君に頼まき奉る事弓箭の面目生前の  
思出あり急ぎ君の御供仕て船上山へ馳上り防矢仕る  
つと事ならざる時ハ尸を軍門に暴す望み何あ苦くあ

るべき長高は於て之一定思切るるうへい更なる人の諫  
み拘はる可からず申さる事ハ折節其の座は阿里物  
ふ輩一議は及はす早速は同心す長高即て鎧取て肩  
み投懸け馬引寄せて逸足は御迎ふ馳参る事ハ伯耆  
上録参取大平記は長高案に煩ひる氣色みて望もか  
くも申さるりはるを合身長重進に出て申さるるハ云  
く望見えさる趣異あり日本史は此の説は一族は  
探望て伯耆卷等の趣を一説とて擧らまじり  
孫三郎基長乙童丸鬼五郎助高太郎長重六郎太郎義氏  
小太郎信貞次郎三郎實行彦三郎忠秀鳥屋彦七宗家内  
河彦三郎備中守義直以下廿餘騎伯耆卷船上録は父  
子郎黨以下廿四人と  
云へり太郎長重はまた大平記は探望て加ふまじり参考大  
平記の一説は長年姪小太郎左衛門尉信真望云へるを

□此時の供奉の中は載す然るは長年の姪は信真望云  
へるを無き下の三月朔日二日の條下に見えさる内河  
真信を誤て信真は作るもの歟真信は長年の執事共は  
ふて實ハ從弟は里下巻は擧る内河余諸は見ゆ  
大坂港に至りはる人にも無きは小船一艘岸は横はは  
りしは茂林にさるら長高御迎ふ参望する由奏さる  
事ハ主上御手付をら苦を除くさせ給ひて龍顔を指出  
し給ふ御冠も傾き御衣も志はせ給ふを見奉る武士等  
之は涙をおさへて御前は加へこする少将ハ水求めは  
遣はさきさる櫂取を尋ねは陸は上ら成田は勅使は  
参望する際ありし可此時少将も歸ら成田は長高は  
後きて馳著ぬ長高基長はなご御輿を奉らぬと望云は

此の基長此の港を存候はて濱津伯耆卷の和  
注す一參里ぬ覺之候ふ時刻の移らぬ間ぬ御馬を奉ら  
は也申之乃色ハ即て長高百乘と為馬を主上公奉里  
少將小中郎黨馬を進らせて急きて船上山一供奉之  
ルリ伯耆卷船上録伯耆民談記氏殿権現縁起里謠等の  
屋まつ主上を雄島崎の住吉社小入御奉里即て勅  
誼ふより名和庄の館に迎へ奉里長年直公御迎ふ此  
の戸屋まよ野や名和の館に迎へ奉里御來屋驛ふ件の家  
と確る存て古の徴無し但上の説の如く語傳ふ鳥屋彦七宗家  
何里ま下巻小舉る名和氏鎮西隨從の郎黨ふ鳥屋氏  
何るハ鳥屋戸屋同氏小て名和氏小從ひの郎黨ふ鳥屋氏  
の三書及ひ伯耆民談記等皆貞享元年祿以降小記する所

多くハ鄙俚の説ふて取るハ三年ハ記す所ある加當時  
の氏殿権現再興記ハ貞享三年ハ記す所ある加當時  
既ハ正極陋碑傳はらす適一祠官何里往昔を談す  
其言至愚極陋なりと云ふも所謂蕪蕪の言をも棄さ  
り斯の意ハ主上を往吉社小入御奉里取ま戸屋縁を御  
使ハて長年を徴さるよ云へ奉里取ま戸屋縁を御  
の明徴ぬて其の附會の説なる事を志る可きありさて  
件の民談記縁起里謠等ハ彼の名和港島崎を御船  
著岸の由縁小よりて御來屋御殿改む云へ奉里用今ハ正  
妄誕あり御來屋ハ御殿改む云へ奉里用今ハ正  
御來屋上説の非ありを證ふは是ハ據て伊勢大神宮の供  
御所を記せハ神鳳抄ハ伯耆國三野御所久美濃と云ふ見  
之何里中和名抄ハ此の地ハ見たり是或ハ三野如く猶熟考  
村何里中和名抄ハ此の地ハ見たり是或ハ三野如く猶熟考  
ふ然らハ久永御厨ハ此の地ハ見たり是或ハ三野如く猶熟考  
抄ハ奥書ハ建久の年號見えて元弘よりヤ呼ひ且神鳳  
以往ハ記せる書ハ此の年號見えて元弘よりヤ呼ひ且神鳳  
非ざる事以よ論無し加いづまハ彼の御來屋の事ハ義

之云ひて逢坂港の事を知らざるハ長年の家號の世  
 小名高き有故あるへし但右の民談記等の書中にも  
 多く取る可き事何るハ漫且禁申刻及港より二里許  
 ず下り往く参考する所何り  
 野中おて主上甚く御疲勞坐まゝ御休息何るへきよ  
 勅諭お里のまき堂も長重あ著とる鎧の上も荒薦を巻  
 て負奉里岩屋谷 此處より西坂と云ふ船上山の麓まで  
 飛ぶあ如くも馳著ぬ 伯耆卷船上録大平記等参考  
 糟毛おる馬の六村許あるを寮の御馬も奉里其の後の  
 山世余十八鳥も通はぬとの坂ありは長重著と  
 る鎧の上も荒薦を巻て爰もて榮ふと折敷て供御奉里  
 夏進らす云い望も見ゆ  
 梅松 又樹を伐里面の上帯を解て結ひ固め主上をこ  
 論 又昇乘せ奉里船上山の西坂を登る不堂ふ後より十

四五人の音して参里とるわ敵の寄來とるみ加堂て主  
 上も驚き思召しはまき堂も長高少くも騒あす御輿も参  
 らぬ者もわ皆片手矢を指せて只今事おあふ可き體な  
 りしを敵もわ何らて大山の信濃坊源盛 長年の同宿十  
 餘人 船上録ふ を相具して供奉も馳著とるなりは里猶  
 道より供奉仕る者とも都て百五十人許みなりぬ然  
 くも嶮き坂路の間ふて主上御輿の上も堪難く見  
 之させ給ひはまき堂も助高信貞御介借仕て半時許も船  
 上山の本堂へ入御し奉る 伯耆卷以上山上三所權現  
 の後二丁許も奥院何里て其の間も本堂の故社と思  
 き地何里近年彼の權現の社前も土人橋井某碑碣を建

つまじ此より二里許ありて土俗天皇當山を大山寺の  
 屋敷に棚へる處何れを信すへららば  
 赤寺ありて八源威弟子同宿等も仰せて供御を調へて奉  
 らむ録 船 上主上は御藥をもちこゝめて御氣色  
 直らせ給ひみり長高前サキは大坂港にて基長も云ひ  
 るわ吾も君の御供仕て斯る大事を擧るうハハ  
 一も存生を期す可あらす然も八館を敵に蹶散させ妻  
 子を人の手も懸させむ口惜き事あるへは汝も急て  
 是より馳返る館の事にもよきふ計らへ下知て返  
 りなる此時まは内河彦三郎を館に返し土用松丸と  
 て三歳或ハ 四歳なるを嫡孫をもちハ率て参るへは自

日本紀を按ず小  
 神武天皇大和國  
 小赴むと給ふ  
 時山中嶮絶ふし  
 て皇師向ふ所を  
 一々天祖長  
 教へ八咫鳥と  
 下し給ふ即鳥の  
 向ふ所を隨て遂  
 小菟田下縣に至  
 り給へり八咫鳥  
 を諸書とて大鳥  
 を作とて七八尺  
 許あり鳥といへ  
 るも是ふかまひ  
 すへ此時の事  
 の趣彼此相似  
 る事件此の瀬見  
 小河中も云へり

然の事何らハ手も懸て長高も共も自害す可きよは  
 以遣はしは色ハ基長藤三郎近清等定計ら以て土用松  
 丸も共も長高義高基長等の妻女をも夜半に船上山へ  
 登らしめ基長の彦三郎も下知て敵近附るハ館に火  
 を懸し空に置いて同く船上山へ馳登りたり此時一族  
 日野三郎義行子息又三郎義泰河迫兵衛三郎義員等十  
 餘人馳参す伯者 卷 船 上 録爰も不思議の事何れもハ主上船上  
 山へ登らせ給ふ時より數萬の鳥山中に充滿て其の中  
 長七八尺許ある大鳥一羽飛翔りり伯者 卷長高まは  
 内河も下知て船上の山上まで兵糧水一荷齎送り

らむ者も五百錢宛取らすへに近郷小觸四に及  
ハ即時人夫馳聚して五千餘石を運以り  
名和庄より東南二里許に一斗六升中を  
夫等重き小堪へすて此ふて一荷の中を  
隙ありとて才と前中藤七郎望云ふ者を遣は  
蹟ありとて今名和庄の西二里許に御村何  
稻井瀬五郎三郎弘義今名和庄の西二里許に  
磯くハ此の地小因まる姓加茂梶岡入道  
何東谷梶原名和三村を總ふ此の梶原岡  
名あるハも後世岡を原云ふ此の地小縁  
此より三丁許に加茂谷望云ふ此の地小縁  
の目とりにて加茂郷と云ふ此の地小縁  
赤坂掃部助幸清

名和庄の東二里許に赤坂村あり此の地小縁  
聞えとるを民談記民談記等幸清と船上山  
いよと云へ里此の地ハ件の二書小船上  
以て後ハ赤坂村望處船一りも望赤坂村  
小移住せしむや等小御方小參す可きよ  
み元親幸清も早速不行在へ馳參し五郎三郎  
二人も却て事のよを隱岐判官小告みり  
記等參取船上山録小隱岐前司ハ小浪望云  
云々御方より恐ひて軍兵を指遣はして夜討  
三郎望以上者清高方へ返志して云々望  
里まると此の下文小清高處小待受て云々  
所若林等討死望何るハ長高望敵御方相混  
若林ハ清高秋百執事等なるをやま今夜除  
事見之とるも廿九日の夜の事を誤まると  
時隱岐判官清高二千餘騎来て小浪  
伯耆民

舎弟能登守清秋為八百余騎めて赤崎赤崎船上山の北三  
里許にありし陣より清高稻井瀬等五牒を得て名和庄に押寄  
むす伯耆廿九日の明方か打立て名和庄より十余丁  
西なる富永村まで寄りしる名和の館火熾熾燃え  
たりし色はさして彼處ふ人無ありし然らば直チ  
船上山に向ひて登見カヤミ畑云ふ處まで追手搦手の  
手分す登見畑今詳ならず但逢坂の舟下市村にカヤミ  
の處不會て手分せみや下市を小浪よりハ四里許  
東ふて赤崎より五ハ二里許西の地あり船上山の西北に  
當り追手は隱岐判官清高二千余騎めて東坂に向ひ搦  
手は能登守清秋參河守清房佐々木佐渡前司彈正左衛

衛門尉昌綱若林某等一千三百餘騎西坂より寄せしり  
乃里伯耆卷佐渡前司大平記に據る彈正左衛斯て坂中ま  
て責上りしる山の上にも豫カネて大木を伐倒して逆茂木  
を引き僧房を破て搦カキ楯タテなるきしる船上録名和の館  
の火の手を見て敵の寄するを察し追手の城戸は孫  
三郎基長乙童丸六郎太郎義氏日野三郎義行同又三郎  
義泰河彦三郎義真一族六人郎黨以下三十餘人搦手  
は鬼五郎助高信濃房源盛小太郎信貞次郎三郎實行  
彦三郎忠秀一族五人大山寺の衆徒郎黨廿七八人出迎  
へて待懸しり追手は以テ寄セて期手より寄せし

る歎等麓の河を渡里二丁許登て足立のよき處に陣を  
取らむと犇めく處を助高源威信貞實行忠秀等蔦地ツルジに  
打出て散くし射るをハ彈正左衛門尉昌綱遙の麓に控ヒ  
し居りしる右の眼を射させて矢庭ヤニに伏す是を見  
て其の手の兵五百餘騎色を失ひて軍をもせりしる  
の佐渡前司も手勢を引具し麓の方へ散くおつ伯耆  
考大平記大平記おち佐渡前司旗御方お即て太刀拔連  
を卷き冑を脱て降参す云つ寄手の中を縦横に切て回さハ参河守の侍大将若林父  
子討まぬ一千餘騎の寄手廿餘人お切立ち谷川を渡  
て引退く伯耆追手ハ清高を始め執事田所の第五郎

左衛門種直以下二千餘騎東坂より攻上りて三度関トク聲  
を作里しきとも城中お静まり返て音もせず御方の  
勢の分際コトを知らせく樹間ツルマ々々し射手を出し遠矢を  
射させしる此時山中忽震動して雷電晦冥咫尺を辨  
しき里しるお御方こま上機を得て射手を左右にす、  
めて散くし射る寄手も矢倉ヤツス作里て射合せしきとも御  
方お中アる矢ハ少コなり其のうへ風雨雷電お惑ひて色め  
く處を透間も知らせせず射すくめり斯て大将長高お  
皇后お候らひしる今日のお戦を見すして何日を可  
期せむ一矢射てこと参らぬとて御前を罷立ヒカリタチ射手の面

みす、と出矢頃を定めて五郎左衛門種直の鎧の引合  
を射洞トホして後、小控へゝる舎第六郎の内兜を射貫き  
きハ二人一度小僵き乃り種直の郎黨死骸を取らむ等  
楯を衝可せて肩小引懸むとする所を長高二の矢を番  
ひて楯衝共ふす、二人を射とり乃きハ四人一處小付  
伏す是を見て賊將清高二丁許引退きて向城を築む  
望す御方ハ以き也太刀打いて勝負を決せむ等て太郎  
長重小治郎長生等も馳加はり参考大平記ハ小治郎を  
一本ハ太郎ハ作里ま  
と行行政為信真信英土屋彦三郎等を載す也云つ里此  
の中行島信英二人ハ考ふる處無之行政ハ下の三月朔  
日二日出雲隠岐より馳参す軍勢の中み見之信真ハ  
上ふも云へる如く長年の執事聞之ゝる是も同じ

き朔日二日着到の中ハ何里然るハ此の二人此  
時の合戦ハ加はるるよ云へるハ一説を聞ゆ百餘人  
拔連て下坂を鋒下里ハ切崩せハ寄手少もこらへす  
とて谷底へまくり落さき己の太刀長刀ハ貫きて死す  
るもの數を知らず我先ハ望逃矢ぬ御方ハ下部總ハ二  
三人討せゝるのよみて討取る首百五十餘級なり斯て  
巴ハ皇居へ歸里参るハ色ハ柏卷卷船上録参  
考大平記等参取主上一族  
の軍兵を敵覽すゝなる中ハ乙童丸生年十四歳ハ不  
り乃るを御前みゆゝて黄揚ツケの御櫛を賜ひ面々ハ御  
狩衣を少シ剪らせて他日褒賞の驗ハ賜はり御感す  
こ望み斜シらり即夜長高を左衛門尉ハ補せらま

名を更めて長年等と賜ひらる伯耆卷船上録名和系譜  
勢ふて御迎ふ参まじりて賀茂社に立らせ給ふ  
京の御社思はらまて云々見えし御着船よ  
云ふ船上山へ行幸の間有る事か何れも御着船よ  
他日船上山へ行幸の間有る事か何れも御着船よ  
の社以賀茂郷梶原村ありて下巻に記す如く街  
安政五年氏殿権現の碑を其の祠畔に建し時史臣正  
薫此地以来其の事を董せり次小元弘の遺事を  
開く事無く社に舊く傳ふる一の秘匱何れも古  
薫社司山本氏に因て社司に難も其の何物に事  
の両刀及ひ願文を韞ひて開きて拜する事長年奉  
萬々歳奉納一腰可抽丹誠祈念如件源朝臣花押元弘  
□月廿八日とあり一字蠹損て且聞字より九の如  
某月の□ハ蠹損の上ハ一畫を存て且聞字より九の如  
きハ二月ある事論ふと世某日の□ハ七或る九の如  
く見ゆ廿七日御類とて御著船の前日なり然て主  
上以まると長年を御類とて御著船の前日なり然て主

うち皇帝萬々歳ふこの願文を認めらる事時勢ふ於  
て以可何らむ飯田年平の謂へる如く廿九日  
する時々當日の成敗既ふ可く如くふまハ不恢復  
全くて鴻基萬々歳ふらむ事を祈らまはる一  
花押高字見ゆまはる三月朔日二日本國及  
年望更めらまはる事あり  
以出雲隱岐よ里馳参する一族ふ長年の弟小三郎長  
義六郎行氏竹萬七郎氏高八郎高重十郎行泰從弟阿陀  
伽井一葦高江小二郎長貞上神孫三郎直行同四郎助貞  
鏡五郎左衛門尉准村筑見九郎行真同十郎行義以上名  
系他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字  
講他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字  
見之と下引る参考大平記ふ同彦五郎まはる長年の執  
事内河兵衛三郎真信同新三郎真員同四郎太郎泰近等

も馳参るるを皆御前召して名字を名乗らせ給ふ  
 斯て朔日二日の間清高近國の兵を聚めて數度責寄せ  
 りを望も御方ハ次第ハ勢加はして事ともせず清高遂  
 小浪城引籠り伯耆卷 船上海録早馬を頻並シキナミ立て六波羅へ  
 注進す大平記爰ハ此頃夜々續松タイラウ二三千宛也も連て四  
 方より船上山へ引續く味方お是をハ知らざりしを  
 今も敵方お近國の武士行在へ参る望を見之る是  
 とお狐シツサの所為なりと望と伯耆卷まゝ七郎氏高を計らひ  
 みて参考大平記お土屋彦三郎白布五百端を旗ツクに製し  
 松葉を焼て煙お熏へ近國の武士の紋章を印シムして此彼

の樹抄コスエと嶺々お立置とりしを大平記船上録の二  
 事す然も望も伯耆卷お此高著到を書こきを廿九日の  
 朔日二日お記ととまハ以ま此小係く見るものおとあ  
 為競キツはさらむ我先お馳参せぬお無ありしを三日曲  
 水宴を行はきて長年お本國を賜ひ伯耆守お任せらる  
 伯耆卷船上録日本外史お此時の序お子孫拜官有蓋と  
 何ま望長年の外當日の拜官諸書お考ふる所無く但長  
 年の弟源盛を伯耆卷お初お及と信濃房と云ひ後六  
 波羅討手の條以下お及信濃法眼と云ひりて是行在し  
 て拜官せるもの如く是を以て案るお伯耆卷お注せ  
 る長年の子弟一族の官爵ハ或ハ此時お賜はりしもの  
 歟未刺主上長年を召して國々の著到を問はせ給ふ  
 朔日よ望今日まで日野三郎義行奉行して注する所伯  
 耆美作出雲隱岐因幡の兵二千餘騎を奏聞す然らハ此

再抄 群書類從小收之  
 宿道華寺過去帳  
 小元弘三年五月  
 七日自害の人  
 を記せる中小糟  
 屋次郎入道明  
 翁六十四歳同  
 三郎入道道敷  
 十二歳同考三郎  
 入道倫芳同次郎  
 入道淨静五十一  
 歳同六郎同次郎  
 五郎同隆同次郎  
 重俊同三郎能隆  
 同又次郎重安同  
 新左衛門經春同  
 左衛門次郎伴與  
 同七郎三郎伴範  
 同藤三郎家泰と  
 見えりこの入  
 道明翁元寛を  
 隠岐前司清高三  
 十九歳于息次郎  
 右衛門尉泰高十  
 八歳同三郎兵衛  
 尉高秀同永壽九  
 十四歳なり

の勢を以て隠岐前司の小浪城を攻むへきよし勅詔を  
 リルまハ長年畏て六郎行氏小太郎信貞を大将めて向  
 はせらるる西刺許官軍小浪一押寄て散くハ攻戦ふ城  
 中もも倔強の兵七百餘人楯籠里必死に為て防ぎらま  
 ハ官軍も數多死傷す豫て城を責落さわ火の手を舉よ  
 空勅詔ありらまハ信貞行氏下知いて大續松を結ひ八  
 方より里抛入まハ内アの明を見て透間もあく攻らる不望ハ  
 夜半許ハ當城を責落しり伯耆卷松上録大平記ハ清  
 隠岐一逃歸るる國人はや心替りて防ぎらまハ  
 液不任せて越前の敦賀み以り後六波羅淡落の時江  
 州番場の土堂ハて自害す望云り又參考大平記ハ  
 清高赤谷津より小船ハ衆て本國へ歸るらる云々  
 阿

里赤谷津と云る官軍是より直本國の守護代糟屋  
 彌次郎重行入道元寛参考大平記ハ元寛二人望する如誤  
 あり中山城船上山の北二里許十餘ハ楯籠望するを以  
 攻め攻て焼討みりりま色ハ民談記民謠記の二書  
 江州番場ハて死す望云る明徳ハ誤りて今年五月番  
 場ハて清高望共み自害す望大平記ハ見元とる如  
 まり参考大平記を按るらこの時中山城を攻落行在ハ  
 きまて清高望共み赤谷津より逃去り趣あり  
 右兩處の火の手を見て勇之悦ひらり長年才之使を馳  
 せて此の次ハ糟屋彌太郎忠長入道元寛の同姓ハて居  
 詳カモ小鴨治部少輔元之民謠記ハ小を討取ま下知  
 らハ小鴨治部少輔元之鴨入道とすを討取ま下知  
 小鴨治部少輔元之鴨入道とすを討取ま下知  
 小鴨治部少輔元之鴨入道とすを討取ま下知

○名和氏紀事上卷

〇止二

より以て小鴨谷に其處を岩倉望みしに馳向ひて責なる  
居城の址ありて其處を岩倉望みしに馳向ひて責なる  
元之忽降參<sup>十</sup>民談記元之車駕船上山より還幸の  
ゆゑなり又下巻に擧る名和系譜の與書にも小鴨三郎  
左衛門尉見之と元之の族名と和氏と從ひたる  
忠長と遂に敗走す伯耆卷船上録參考大平此後國中  
盡く平均して近國の兵殘らず行在に詰りしを云ふ出  
雲の守護塩冶高貞一族也其永安既に出船上山に控  
へて參らさりしを副町に在りし高貞此時長年即て基  
長助高を大将とて討手を指向むとす高貞此の由を聞  
て富士名義綱を相具し義綱大平記に先高貞の許  
より大社國造の手より剪り一千餘騎以て行在に詰り陳  
す云云事既に上に出

謝し以て皇居に召させしめて城戸より外に伺候  
せしめらる伯耆卷船上録大平記等參取高貞義綱の九  
日長年の嫡男彦太郎義高先千劔破の寄手不在に  
るを晝夜馳て行在に參着す長年相具して御前に候  
上國官軍の形勢を奏し以て御歡に望み斜らさる  
り十日長年の弟余一高則まゝ千劔破より馳參す伯  
耆卷船上録然る不望に諸國の官軍引もきらすつ本國に  
大山の衆徒七百餘騎金持黨三百餘人出雲に朝山八郎  
八百餘騎石見に澤善四郎三角入道安藝に熊谷小早川  
美作に菅家江見芳賀滋谷南三郷備後に江田廣澤宮三

吉備中ニミ新見成合那須三村庄真壁備前ニミ今木大富太  
 郎幸範和田備後二郎同三郎高德知間次郎親經藤井射  
 越五郎左衛門尉範貞小嶋中吉美作權介和氣彌二郎石  
 生彦三郎此の外中國西國の軍勢山上山下四方三里の  
 間大平記充滿す船上録是ニ因テ播磨の赤松入道圓心を始  
 め諸國の官軍叡山の衆徒等ニ至ルまでニ朝敵追討の  
 綸旨を下さる増鏡○大平記延元二年十月山門より還  
 る法勝寺の律僧ふテ阿里の道場坊助注記祐覺ハも  
 一時大板を脱テ山徒の類ハ一弓箭を携テ一時の  
 榮華を開リり七三日除目行はテ忠顯朝臣を左近  
 衛中將藏人頭ニ補ス  
叙正四位下左中將兼藏人頭先

是三月三日叙從四位下見ル六波羅討手の大將及定めらる伯耆卷  
船上録

十五日夜長年を御前ニめシき今度の大功偏及汝ノ忠  
 小何望シて敷感の何カまり御手ニ作ラら忠顯朝臣ニ教ヘ  
 て帆懸船を畫カしめ給ヒ長年ノ家ノ紋章ニ賜フ  
以柳朝服ニ武器等及帆懸船ヲ用ヒ尋常ノ服及菊桐等向テ鳳凰ヲ用フこノ意圖ノ故事ヲりキト  
 長年ノ末代ニて龜鑑ニも仕テ寢筆ノ御文及以テ御  
 歌を賜フ

漫クる海上ニ以テ初ク雲も亦漂ヒて四日ハあり  
 月過ぬ二十七日ノ夕方ニ柳築ノ浦ニて西風ハ乃  
 く吹テ以テ初クなるヘき及心騒キせテ雲も風

みすゝせし夜よ望波の上も静ふて明ぬきハこゝ  
ありこも見ゆるみ伯耆の湊み著ぬ楫取由以まふ力  
序きぬ堂云ふを堂のくして大坂と以ふ處みつきぬ  
こゝも荒磯みて釣船とみもまきなり此の處の何る  
い堂以ふ者も都み何りみまハよゝ何とみ序乃てこ  
とふへき由のみ無き堂もある人ひ堂里ふと里をみ  
不人も堂めみ堂て出ぬ楫取もみ乃うせぬまハ何れ  
いき苦の下みとゝひ堂里う序もまぬゝる心の中以  
はむありふく直杖を引刷て以まむのき望堂待居  
とるみ船の由堂み人ひ堂りきとり何ら、鋪も無き

由以ありあるみや堂何やいきみ忠顯を尋ねて御迎の  
よゝを奏するまゝを堂もかゝるゝめゝを以ふハ  
ありぬる中ゝ其時の心も詞もおよふハき限ぬ何ら以  
おもひ出ると以こぞぬその氣味を不むねみ何望忠  
を致す輩以都堂もおろとあるへきぬを何らぬ堂  
もさゝ何と望て待出と望とらゝちむむととふハき  
かゝとふあり望と  
忘きぬやよるハも波の何ら磯をみ船のうハみ堂ぬ  
とこゝろも  
長年あり忠功後代の人みもいらさむ可為ぬ志るゝ置

あり未々の君はもこそを見せ奉らば以る、相るる  
ありむ私の子孫までも此の忠はありしに朽くや思へ  
ハ正直を以て報國せしめて行末久しく所へ奉るる  
柏香巻但本書御製の結句こゝろをせ  
何るを然るつゝあらす今新葉集み撮る

主上長年お仰せはるる汝の祖父二方二郎行秋承久の  
役小官軍お属し忠功を盡しはるるを聞召す其の執  
心代々遺望て汝はも朕の御方お参りて如此大功を  
成す事誠お一生おらさる宿縁なりとて獻感斜おらさ  
望りりの合戦お忠を致す見ゆ承久記を案る鳥羽  
の城南寺の流鏑櫓一々御披露ありて諸國の兵ともを  
徴さるる處お云く丹後但馬以上十四ヶ國の兵ともを

望りりとは望り行秋但馬國小  
在望り事ハ下巻お以り此項三位局頭大夫行房朝  
臣隱岐より渡海何望録 船上斯る處お京都お赤松以下

の官軍毎度の合戦お打負はるるよ聞之は是ハ天下の  
安危あり、何らむや宸襟を惱さる十五日より七日の  
間主上御自ら金輪法を行はせ給ふ大平記 船上録十七日六波  
羅へ討手を差向らる大将頭中将忠顯侍大将村上判官  
高重信濃法眼源盛村上小次郎行村上神四郎三郎助貞  
内河新三郎真員兒島備後三郎高德金持三郎家武庄真  
壁藥師寺中吉丹兒玉黨以下一千餘騎柏香巻村上高重  
を大平記船上録  
等お義高望す義高先お千般破の寄手お有りて船上山  
の戦期お後まゝるを以て今度軍士の管領お任せらるる

むも其の謂無き小何らす日本史の趣とまぬ同く然ま  
ども本書此後五月車駕越上山を發し給ふ時義高長  
年之共小行軍の中在るよ記せまぬ姑らく其の趣  
小撮るま小次郎行村を大平記ぬ名和小次郎の  
之記て名を記さず参考大平記ふこまを高方高方す然  
まとも此の名糸譜及び諸書ふ考ふる所無く金持三郎  
の名参考大丹波路を取て發向す路次ぬて勢次第加  
平記ぬ撮るは里乃まハ總勢二萬七千餘騎と聞え  
小撮四月朔日主上大山寺の衆徒等ぬ仰せて權現の丹  
陣ぬ云々の劍何るへ取て奉きや勅諭何里ぬまハ即  
て神體の膝下ぬ納まりぬ御劍の有るを奉らむと  
す其頃備中ぬ青江某雲云鍛冶何里大仙權現の夢想  
何里て吾の劍をハ船上山の君ぬ奉る可きま其の代

ぬ長一尺八寸の劍を作里て寶前ぬ納むへま是ぬ  
五歩強里ぬる劍をも一振作里て船上山ぬ獻まぬ示現  
を蒙りて即其の如く作里て二振共ぬまつ大山ぬ持參  
里ぬるぬ折節丹陣よ里尋出ぬる寶劍ぬ競ふるぬ青江  
ぬ作里て參里ぬる劍寸法少くも違はさりぬまハ行  
在よりぬまぬまぬまぬ權現の託宣なりとて知ま  
ぬ即て件の二振を行在ぬ獻里ぬるぬ彼の權現の膝  
下より取出ぬるを御覽て是こまぬ勅諭何里ぬる  
ぬ不思議あり事ぬ里ぬり伯耆同日足利高氏郎黨海エ  
老名六郎季行を以て御方ぬ參す可きまを奉るぬま

ハ即て朝敵追討の給旨を賜ひまゝ東國の武士等も  
同く給旨を下さるり参考大平記白河結城文書不  
被給旨稱前相模守高時法師  
云々已為朝敵不遁天爵連相率於軍兵令追討白虎敷功  
賞宜依前者依天氣技如件元弘三年四月一日勘解由次  
官結城上野入道館之見之口合力候者木意候恐謹言卯  
者國蒙勅命候之間參入道殿之見之り高氏以下  
月廿七日高氏結城上野入道殿之見之り高氏以下  
之給旨ハ光明寺殘篇に見ゆ結城文書之り高氏以下  
まゝ菊池武時入道阿家も使者を奉里て義兵を擧ぐ可き  
旨を奏し以てハ即て給旨ハ錦の御旗を添へて下さる  
大平記月日 十一日京都の注進參著す去る八日の合戦  
詳ならず 官軍利無くして上神助貞丹河真員討死し高重源威も  
手を負ふ事ヲ聞之り為是ハ因て不日ハ凶徒誅伐有む

為は還幸の勅諭何里ハ速くも長年強小留め奉る此  
頃京鎌倉ハ在里ハ為長年の一族也ハ馳集る不也ハ三  
百餘人晝夜嚴しく皇居を守護し奉る伯耆五月三日勘  
解由次官藤原光守奉行して勅制の軍令三條を出さる  
光明寺 七日六波羅没落ハ及以ハ速ハ忠顯朝臣以下の  
殘篇 諸將早馬を立て行在ハ奏聞す大平記本書ハ六波羅没  
落の由を十二日船上山  
ハ奏聞すこと即て下ハ記す如く還幸の命議ハ  
里ハ御占の事何リハ趣等都て當日ハ不條て記す然ハ  
ハ伯耆卷ハ上野の注進ハ十二日京都を發し十日行在ハ  
到未すこと云ハ十月ハ十四日ハ十五日ハ誤ハ如ハ注進  
考大平記ハ注せらる如くハ十五日ハ誤ハ如ハ注進  
の使京都を發する日也ハ以ハ船上山著列の日云ハ  
二書の差異決ハ難ハ此時公卿も御迎のハ  
姑らく注進の日次を欠ハ

在正參らまらるる鏡増十二日再々還幸の會議ありなる  
 小光守等ふ其の否を獻す云々サタも時宜決め難く  
 思召らるる小や天皇御自ら周易を披りせ給ひ蕃筮を  
 執て占ひせ給ひらるる師卦出でて師貞丈人吉無咎上  
 六大君有命開國承家小人勿用也阿る上ハ望てつひ小  
 還幸の議を定めらるる廿三日伯耆卷ハハ車駕船上山を  
 發し山陰を東へ行幸する御前小右頭大夫行房勘解由  
 次官光守二人衣冠して供奉し奉里伯耆守長年御劍を  
 執て御右に候し金持大和守景藤錦旗を指て御左に候  
 す村上彦太郎義高以下一族鳳輦を守護して  
義高以下  
伯耆卷ハ

標る金持大和守の名参考大平記  
上標るまゝ同書ハ俊守也見ゆ 其外の廷臣をははしめ  
 一軍盡く甲冑を著し佐々水塩治判官一千餘騎して一  
 日先立て先陣小發向し朝山太郎参考大平記の一説ハ  
次郎義連也 五百餘騎して後陣を打ち行幸の前後三十  
 餘里をときしつゝ六月五日東寺へ臨幸成て六日二  
 條の内裏へ還幸まします大平記曰次諸書同く獨南朝  
紀傳ハ五日を六日六日  
を七日増鏡小先陣ハ二條富小路の内裏ハ著せ給  
ハぬまゝ後陣ハ兵ハ東寺の跡まて續き控へたる也  
開元ハまゝ也ハ有ハ正成也仕ハ奉也望ハ彼の那波  
又太郎ハ伯耆守也ハ有ハ正成也仕ハ奉也望ハ彼の那波  
也云ハ里ハ増鏡船上録等ハ名和の和  
を波字ハ作るハ非ハ里説下卷ハ出 八月三日より諸  
 軍勢恩賞の沙汰を行はきて郁芳門の左右の脇に決斷

所を儲りて雑訴を聴断せしめらる伯耆守長年河内判

官正成と共其の議定より大平記菊池武朝申状建武記

建武元年改元日本史元四年正月長年因幡國を加賜せ

らま名和文書不出雲をも加つらきて三國定し参考大平記名も同説阿志雲も共不誤あり當時出雲と盛

ある中の所領因幡伯耆の守護を任せらきて從四位下

且叙之嫡男義高正五位上左京大進檢非違使少叙任す

大平記名和系譜

二年春藤原公宗西園寺北條あ餘黨を結ひて陰に大逆を

謀り以て長年詔を奉じて是を誅す十月足利尊氏鎌

倉ふ及らばまハ即て討手の官軍下向阿志長年楠正成

守共其京都を守護す大平記

延元二年改元日本史建武三年正月高氏尊氏を誅め如く

城書阿蘇社文書等ふ據る水滸會澤氏の草偃和言ふ也

此の事を云つり尊字ハ天皇より賜ひて偏諱ふまハ又

然るに事ふり京都押寄るふよりて同七日諸軍

の手分有り伯耆守長年管國の兵二千餘騎を率て勢多

ふ向ひらる程十日大渡山崎の官軍既ふ破きて天皇

延曆寺比叡山臨幸ふまらるハ長年是を聞て直に皇居

に馳參せむ事ハ易らまも今一度内裏に詣らすにて

落行む事本意無らまて手勢三百餘騎ふて此日の暮は

望み京都に引返す四國西國の兵數萬騎帆懸船の笠標カサシロ

を見て此コに要カシめ彼キヤクを遮セて討留ウチドモむを以モるを長年蒐散  
を打破ウチて十七度まで戦ウひ以モる手勢多く討ウせ以モるを  
由ユ遠トる内裏ウチノミヤに至ツり置ス石イシの邊ヘに馬ウマより下シり胃イを脱ダき  
て跪マき激シ涙ナミ敷キ行ユり以モる敵テの聲コエを近チカく聞クえ以モるを  
明門アカシの前マより馬ウマを打ウ乗ノり其ノ夜ヨの曙アカシに皇居ミヤノに参マり  
以モる大平オホヘ記キ参考サウボウ大平オホヘ記キに長年陽明門ヤウメイカドの前マを馬ウマを打ウ乗ノり  
裏ウラに火ヒを懸ケて云ク々ク何ナニを日本ニッポン史シにシて廿七日長年楠正成  
結城親光ツツシ等ト共ニる三千餘騎西坂本ニを下シり下松シモノに陣マり  
後ノチに前マより出デ雲路クモミチの邊ヘに火ヒを懸ケて以モるを以モる賊テ將シヤウ上ノ  
杉伊豆守畠山修理大夫足利尾張守等五萬餘騎ヲ以テ馳カ

向ムカふ楠ノ堀強クワの駈カ武者ムシヤ五百餘騎を勝マて駈カさせ廿ニ日ニ五  
萬餘騎ヲの由ユ徒散チるに敗走マす晦ク日ニ日ニ次ツギ日本ニッポン史シにシて廿九日望ノゾす  
正成マサナリの謀マコりて官軍クワンクンの諸將シヨウシヤウ一手ヒトテにありて二條河原ニジョウカワハラに押  
寄せ高氏タカウヂを攝津セツに追落オシす大平記即日乘輿山門ニより還マり  
何ナニして成就護國院ケイシュゴクンに坐マす二月二日華山院ケサンイン前マ右ミダ大臣テ藤原家定フジワラノサダ  
の由ユ徒御坐チノミす日本史斯ノチて高氏終ノチに鎮西チンシに敗走マす  
以モるを五月重シカねて京都キョウトに攻上クり以モるを伯耆守長年大夫判  
日次ヒツジ日ニ再マタひ山門ヤマカドに臨幸リンキヤウなり以モるを伯耆守長年大夫判  
木史キノシ官義高クワンギタカ以下諸勢クワンギタカ等ト共ニる輦輿ヘンウを守護マモす大平記但レ本ノ書ノ義  
生ナマれ作るツクる誤アヤマり今六月五日山門ヤマカドの戦始ウチりて西坂  
名ナ和ニ系ケイ譜フに據スりて訂ツす

本の寄手高豊前守以下三十萬騎を戦ひ官軍大敗北  
して長年の執事内河兵衛三郎真信其の姪彦二郎右員  
彌三郎右弘等討死す大平記伯耆卷内河系譜取梅松  
論六月五日細川の勢を先とて  
て西坂本より合戦を始め皆勅者みて雲母坂まで攻  
著とる此時千種殿討死せ云一り真信も忠顯朝臣也  
共一履防戦せざる日本史八日大將脇屋右  
衛門佐義助名和長年以下土居得能仁科春日部等二萬  
餘騎白鳥を控へて賊將吉良石堂仁水細川等と戦て  
大敗是を破る晦日日次日本史名和系譜及據る大平記  
及以南朝紀傳ふ七月十三日とす  
誤大將新田兄弟名和長年以下の官軍京中を押寄せ  
諸將前後を打せて白鳥の前を過る時京童を

見て然るも此頃天下を三木一草楠伯耆結  
城千種と呼ばれて  
皆無雙の人々ありて三人既小討死して伯耆守一人  
残らざる事と云ひ阿比留なるを長年側小聞とめ  
て然て長年の今まで討死せざる事と安らね  
今日の戦御方も利を失は、長年一人踏止まりて討  
死す、是を最後の合戦と思ひ定めて向ひ乃る斯て  
追手の大將新田兄弟二萬騎を率て今路西坂本より下  
里て三手分遣一手ハ義貞義助以下一萬騎紮を西へ  
打通里大宮を下里に押寄せ一手ハ伯耆守長年仁科高  
梨土居得能春日部以下各國の勢五千餘騎猪熊を下里

及押寄る斯て六條大宮より軍始りて凶徒の二十萬騎  
と官軍の二萬騎や入亂きて攻戦ふ然も官軍ハ少  
くも散らす中を破らきてすくて向ふ敵を駈立カケタテて大  
宮を下里サカ及マシ直クラ及懸望マシなる所也大將義貞を始ぬ二  
萬餘騎東寺高氏陣所の小門及押寄せて一度及關上を下作里  
以る後及名八條九條ふ控へたる敵の十萬餘騎を八方  
へ駈散らし三條河原へ引て出たり以て八千葉宇都宮  
も付や處々及引別き長年由四國西國の兵也也戦て  
終ふ御方及懸隔とり二百騎許の殘黨を率率て大宮及返  
り合せ一族村上信貞同貞氏を近附りて此の陣

参考大  
平記

伯耆守長年ハ云々今日必ず討死すといふに定めて  
以るハ官軍引るに引る其の勢百六十騎中國の敵  
の勢七千餘騎の中へ駈破ておちと落つる也也新田  
駈入て云々せしり  
兄弟もはや面々及懸隔てら速速死を知らず  
へとも豫て期する事なきハ彼の兄弟も討死せらる  
へ長年一人生て何かせむ各々後の城戸を指ありとぬ  
我の勢一人も落さるやう計らひ候らへ下知る  
き信貞貞氏承はり信也立也まじ後後の刻刻を下破破て  
村上因幡守信貞同民部允高通同三郎兵衛貞氏同大夫  
將監高長同左兵衛尉高年同筑前權守秀村鏡掃部允重  
村上神雅樂允助重五郎左衛門尉助國河迫但馬守義元

同十郎左衛門尉忠頼香原林玄蕃元親赤坂掃部助幸  
清内河彦太郎國時等を先とて家の子郎黨面もふら  
す切て回る斯る間長年遂に痛手を負ひ腹掻切て失  
里以迄を件の一族或を討て或を自害して一人も残ら  
ず死す云々平記に誤り見ゆまは此の長年戦  
死の地を大平記に大官や云々北至聚樂寺見之歌  
あり内野の山城志在東京東北東西陣の南の總名  
り大官通此の中不何き八大平記の東西此展を可  
る人草野左近將監守長年三條猪熊ふ於て豊前國  
あり今按るふ一族因隣守信貞の事を系譜ふハ六角猪  
熊ふて討死せし註す此の六角ハ三條小續きて東西の  
猪熊ハ大官の鄰を南北の坊ふて總て内野より三條

の地方猪熊大官の街等一體の戰場あり  
四郎左衛門尉高光山門西坂本ふて討死す  
武三十一日一也何り以て大平記を按るふ常年十月十日車  
駕京都へ還幸の後ハ山門の合戦あり事無き且當日官  
軍四方小離散してより軍兵山門を留まるハ趣九  
月廿三日山門の衆徒等近江の守護小笠原信濃守と戦  
ひ打取乃る折も佐木佐渡判官入道道譽伴て降参  
し近江國を管領して後却て坂本を遠攻め責むる志那  
軍脇屋義助大將如て二千餘騎近江に趣見之り是は  
の渡りて船より下るハ辰在道譽三千餘騎ふて竹伏  
散々小戦以り官軍大敗北せし趣見之り是は  
官軍次第小窮して十月十日まで如く九月廿三日は餘  
何る事無き此の道譽可事右の如く九月廿三日は餘  
て記すハ誤り参考大平記ふ九月廿三日は餘  
是とすハ廿九日より十月朔日二日の頃までハ何  
も一度の戦ふて高光脇屋義助の手に負せざる可  
以是ハ十一月十日朔日の義ふて何らむ致然重なる可

今姑らく十月其後高氏伴て歸順を乞ひ奉りしを  
條て月次を大く  
天皇遂に是を許し給ひ十日山門より還幸の時及び  
て新田左中將皇太子第六皇を奉りて北國へ下向あり  
乃る小大平後長年の一族五郎三郎助國の嫡男左衛門  
太郎高國越前坂南サカノにて討死す名和系譜本書討死の  
みて事ありし大平記を按ずる十一月八日氏生判  
官金ヶ崎の寄手を引て柳山に歸り飽和の社前にて中  
黒の旗を擧るる十月坂本より落下し官軍此  
後不慮に居りし乃る方此の事を聞て馳参り一千餘騎  
小成を居り北國の道を差塞き乃る同廿三日高越後  
守師泰六千餘騎を湯尾宿まで著き乃る其夜官軍  
逆よせし寄せて散りし撃破し高國討死ハ決り并坂  
の十一月廿三日日精並ふての事あるは討死ハ決り并坂  
南越前

可是からむ猶よ大藏少當時官軍四方に離散して伯耆大夫  
土人小乗ぬへし  
判官義高に結城大藏少南部甲斐守足立安藝守の人々  
中其南都子落つ参考大平記但本書は伯耆次郎判官  
ハ速江の井伊谷に落給ひ懐良親王が吉野の奥に忍日  
せ給ひ其の外公卿將士皆おもひし窟伏し其は  
く時を候ひしよふて義高明年北畠顯家卿力を致  
せて塚浦に打出さるも當時此の事あり故あり  
十二月廿二日本月天皇高氏を押籠め奉りし華山  
院の皇居を潛み出させ給ひ吉野に遷幸生きたるは  
官軍再び四方より起りて行在に馳参りしり大平記義  
高此頃も  
ふ南都にあり  
北朝光明帝  
三年曆應元年鎮守府將軍顯家卿北畠中鎌倉を歴て上

○名和氏紀事 上卷

○卅五

らきりる五月八幡山に陣して京都を襲はむる為  
豫て大夫判官義高に牒せらる義高一族二百餘騎と和  
泉の塚浦に打出て八幡の相圖を待らる不堂に廿二日  
日次名和系 諸南朝紀傳 賊軍八幡を圍む事急ぬて顯家卿の軍散  
らる賊を追ひて安陪野まで攻來りりる八義高  
顯家卿の軍に馳加はりて防ぎ戦ひりる遂に大勢  
に懸隔てらる顯家卿討死せらる義高も手を負ひる  
郎黨に河七郎常泰を呼て云ひりる我今自害す  
汝吾首を隠して敵に渡す可らすとて遂に自害して

失ぬ七郎主の首を八已の笠標に裹て大将と覺る人  
を討取りりて敵中に紛入望後在家に走里  
入て竊ひ僧を頼り首を八煙と名けて白骨を高野山に  
納めり七郎即て發心して義高の菩提を乞ふら此時  
義高共討死の人々八村上左衛門尉義重大石彈  
正忠行重上神因幡守廣貞同三郎左衛門尉廣次丹河四  
郎左衛門尉右景同主税助武景荒松兵庫助忠成丹田市  
村龜谷富田山本西條等あり太平記名和文書 同系譜等參取 九月無品  
懷良親王名和文書第六皇子 征西大將軍に任り鎮西に下向  
ゆるも標を定めらきす

せらまむひて讃岐國小生す  
阿蘇社文書日本史  
裏書を引て牧官從義良親王赴陸奥舟漂至四國詔赴鎮  
西牧官蓋懐良也島津文書亦謂懐良為四國宮と見之  
三崎朝紀傳ふ難風ふ遇ひて船悉く漂没す云々花園宮懐  
良親王牧官の御船四國ふつく是より鎮西へ御下向  
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す  
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す  
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す

四年

北朝曆三月征西大將軍懷良親王菊池武光の管内肥  
後國八代城ふらせ給ふ  
菊池武朝申取阿蘇社文書五  
條余譜等二據る小親王去年讀岐へ御下著ましく今年  
の春讀岐より伊豫より豊後へ渡  
城へ給ひ同國玖珠郡より移り給ひ趣み見えまは八代

池軍記武重す司書小親王興國元年三月吉野を出  
給ひ和泉の吉見浦より御船ふゆて云々  
違ひ此時故大夫判官義高の嫡男村上顯長從子顯興  
故伯耆守長年の弟信濃法眼源盛等一族以下手勢三

百餘人を率ゐ親王小供奉して八城庄小あり  
取名和氏親王小隨へ白事ハ去年東國下向の時より然  
るゆやまの親王征西將軍小任給ひて後持さち小供  
奉るゆやまの親王征西將軍小任給ひて後持さち小供  
昌事如顯長の父義高建武中當地の頭職より所縁  
小因ま知り件の地頭職の事下巻小興り年論旨  
顯長八元弘三年船上山行在ふて土用松丸と云ひ  
當年三歳七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の  
牙不毛ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の  
亂何ま如ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の  
濃法眼當時一族の首領小考す所説を卷小載す信  
る不毛ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の

名和氏記事上卷

〇卅七

記本説王鎮西下向の事を記して供奉の中名和伯耆  
權守同修理亮二人を載す此の書延寶の頃多々良其應  
安の頃より天正年間まで此の事を記す往々大平記を切  
技より元徳二年や文正の杜撰又抄の親王下向  
を南方元徳二年や文正の杜撰又抄の親王下向  
もみやや大平記の條不見之とる全く同記す  
ハ是も彼の文を切抜きとるものやけと別小探阿る  
也後顯長左衛門尉檢非違使伯耆權守小任す  
取八月十六日天皇吉野の行宮小崩御坐まはるハ  
史大平記及び名和文書小崩  
御を三年とする名誤あり  
廷臣或は離散せむとせら  
まはる小吉水法印宗信力めて是を論議す  
大平記本書  
の官軍を算へて云く石見も三角入道合四郎出雲伯  
耆小故長年の一族ありと一り當時宗子ハ親王小  
鎮西小隨へとも一族支流等彼の延元十年十月車駕山  
門より還幸の時方々一難散り或は本國小下りて轄ら

く其の機をまぢるものあり下の  
正平七年四月の條下考合す  
後村上天皇正平七年北朝後光嚴  
元年足利義詮まは伴て歸順  
し京都へ還幸を乞ひ奉りしる小行宮は權謀を用ひ  
給ひて二月二十三日車駕大和の賀名生を發し閏二月  
十九日八幡小陣し給ふ此時四方の官軍小認して義詮  
を京中小襲はせらまはる小同廿日義詮近江小敗走す  
然るも車駕不八幡小駐まり給ひしる三月十日  
義詮ふは三萬餘騎ふて宇治よ里返して洞ホラ崎クダ小  
陣し乃ち山名師義義詮小力を戮せむとて出雲伯耆  
因隣因隣伯耆名和氏敗業の三國の勢を率て上洛し  
後山名氏の管國とり

るの大平記月日日 同十八日四月三日三度伯耆小

て故長年の一族御律師長信布施左京進高政鏡五郎兵

衛尉同舍弟興村筑見九郎行實船上山の條下等凶徒等

戦て討死す名和系譜此の戦其の所以詳ならずと云ふ

竊伏いはるる當時山名氏の管國とる故に志を得る事

不りルはす其の機を候ルはる師義八幡の奇手ふの

不りルはす其の機を候ルはる師義八幡の奇手ふの

御陣は押寄せらる時名和氏の黨土屋五郎左衛門尉宗

清討死す土屋二十五日寄手一時は隙を合せて攻戦ふ

官軍圍殿口更科は支つて防きらるる折も高橋の在

家より火燃出て魔風八方に吹懸るまハ官軍煙に咽ひ

て防き得ず皆八幡の御山へ上らむ望くらる時故長年

の姪兵庫允長氏討死す大平記名四方の凶徒二萬餘騎

洞を峠へ打上りて八幡山を十重に重み取圍みらるまハ

諸國の官軍の後詰を待給ふまてもあく五月十一日の

夜半は天皇察馬は御に圍を衝て退き給ふ亂軍の間内

待所の御櫃を田中は拾置きらるを故長年の姪大井太

郎左衛門尉長重著とる鎧を脱棄て自ら荷擔しらるる

後より射る矢雨の如く御櫃は中る也云々も御正體

恙なく守護し奉りて賀名生の皇居へ送り奉りぬ大平

記伯

卷但長重を大平記に長生  
する如誤あり説下卷不出

十四年北朝延八月十六日菊池武光征西大將軍懷良親王

を奉て少貳頼尚等筑前の大原に戦ふ名和伯耆權守

顯長修理亮義氏小治郎長生等卿相以下隨從の諸軍等

共ふ大ふ是を破る大平記鎮西要略修理亮の名正平九

作りまは是を長年の二男等云ひ修理亮

十六年北朝康安元年七月征西大將軍少貳頼尚を征せらるむ

為ふ再筑前に出陣阿り名和顯長等菊池武光等共ふ先

陣に進み大宰府頼尚に火を放ちて遂に頼尚を寶満岳

に走らし八月まは武光等共ふ香椎宗像に進て大文

氏時等を撃つ鎮西要略大平記參取

十七年北朝貞治元年九月顯長菊池武光等共ふ征西大將軍を奉

て足利氏經左京大夫斯波重号す少貳大友等筑前の長者原

に戦ふ大平記鎮西要略本書及び菊池軍記等を按るふ

よし聞之るは今年足利義詮族氏經を鎮西探題とて

て下しはる少貳大友是等豊後府に會し長者原に

て官軍と戦ひ大に敗れて皆豊後府に引退き氏經と大友

共ふ高崎城に籠り少貳頼尚も岡城に籠る明年官軍

十九年北朝貞治三年二月顯長長生菊池武勝系譜に厚東駿河守

軍を合せて大に義弘を筑前の馬岳に攻む厚東氏義弘

長門の守護を禊はる故に及して官軍に義弘敗走して

○名和氏紀事上卷

〇四十

香春岳カハル引上りしるを顯長等まゝ是を圍む事急なり  
義弘窮處出る所を志らす名和長生小所縁有るを以て  
即て長生小就て誓書を捧ヒタスラ乃一向降を乞ひ去る官軍漸  
く圍を解く鎮西要略統志卷大平記等參取要略小顯後  
顯長遁世して顯興其の家を承ヒ乃まゝ從四位下檢非違  
使彈正大弼伯耆守小叙任す名和系譜本書小顯長州四  
延元四年の條下云一なる如く元弘三年三歳とあるを  
以て算ふる小實小今年卅四歳あり顯長顯興の事不  
下巻云顯興八代郡古麓城カエツ小在りて一族上神出羽守  
重光をハ蘆北郡佐敷城嘉悦越前守をハ同郡津奈木城  
後小三谷丹後守行長竹萬半カ郎黨進惡兵衛真春をハ  
兵衛氏安是を守る望云ハり

同郡田浦城本郷式部少輔家人を名同郡水俣城内河彦  
三郎下の天授四年の條小見えたる兵庫允義法同人を  
名木郡小河城下小引る阿蘇社文書云至小河者顯興代  
構要言云々々見えたる是あり等小置て各處の所領を  
和名抄云ハ八代郡小河郷見ゆ  
守ら云ハ菊池軍記  
長慶天皇文中二年北朝後圓融二月伯耆守顯興菊池武光  
の二男彦二郎武教共小筑前國味坂アチサカ乃て今川貞世大  
内義弘等共戰ふ菊池軍記諸書を按る云足利氏經敗走  
題云々々鎮西云下云大内  
義弘を云々々是を助云ハ云ハ  
後龜山天皇文中三年北朝應三月賊軍鎮西小下向す征西  
安七年



弘和三年北朝後小松夏征西大將軍懷良親王薨去給

菊池武朝申是より先名和顯興等菊池武朝葉室親善

確執の事起り親王薨するに暨て行官の勅使八代

下向何り武朝申狀鎮西文書編年録今八代悟真寺村

賜ひし故の名ふりて親王薨去の地の事ハ所録ふ

も事情を推て察するに親王薨去の所以詳ならず

偏ふ菊池氏の指揮ふ因る事勿論あり初顯興孤幼

彼の家ノ指揮ふ因る事勿論あり初顯興孤幼ふて

向す云一も固より功臣の戦國ハ習食色押領等

の事ふ就て自然不快出来るものあるハ思ふ果

澄て其の證を得り其如阿蘇社文書ハ阿蘇大官司

日今旨守護代武貫並窪田武宗為使節遠其節候之

去十月一日武宗清文者茲被庭欲沙汰付下地於社家

履申異儀之間不及打段云同月同日武貫清文子細

前仍彼證文四通進上之以此旨可有御披露候恐謹

肥後守藤原武光正平十六年十月四日進上御奉行

見之とり件の文中往々讀了難き處何れも其の趣

訴ふ武光此の旨を以て征西府不言上せざるも

の如く正平年間武光の妹を納て齋松丸王を生し

氏外戚也とて王を擁護す然を望む王の威望も

事有朝申代家業之事右今度勅使如被申將軍官者

○名和氏紀事上卷

四十三

被積功勞御理運無相違上者勅裁豈可亘餘義乎云  
弘和四年七月日藤原武朝堂何るを見て知へし

元中九年北朝明徳三年閏十月二日月日行宮北朝堂御講和何

至て天皇后小松帝小御讓位何り日本史後大平記南帝

亮帶劍の役を奉りて鳳輦小從ふ日本史後大平記南帝

て云へる當らハ修理亮名正平十四年の條下ハ所謂義

氏あり當年より今年造卅四年ある義氏の年齒推考

する所無くまゝ終焉ハ系譜不見之す斯て此の御講和

ハ足利氏有計らひよて南北御父子の御契約ハ以後

御兩紛互立の議あり乃をぞ人心の反覆定め難き時勢

あり乃をハ當時諸國ハ散在せる武士を召

して還幸の供奉小從へ給ひしあるは

後小松天皇應永四年故懷良親王の御子征西將軍宮良宗

王八代小座す名和顯興等菊池武朝堂共ハ是を奉りて

屢興復を計りしるは八月廿二日大内義弘大友親世る

為小城竟小陥望て將士没落す此後再舉の事を聞るす

鎮西要略弘和年間顯興菊池武朝等々確執の事あり

云一々も勅裁小より終ふ和平小及びハハ抑

彼の元中九年小御讓位の御事ありハ行宮の皇威漸

く感まりて遂ハ大業を遂させ給ふ事能はず已む事得

難き時勢ある小鎮西ハ如忠義の遺臣等將軍官

を奉りて恢復を計り乃る此後彼の御兩紛互立の御

契約ハ違はせ給ふ後花園天皇の御世ハ當りて吉野

の官方其の皇統を取立奉りて軍を起し乃る事櫻記

載の後猶慷慨の涙ふとす顯興の男恭興す從五位

下彈正少弼伯耆守小叙任す名和系譜恭興實ハ是も基

とふまきり顯興小隨て鎮西ハ成長せる間ハ顯興の嗣子

官爵名行宮より賜はりしものなり然るハ恭興の男顯

○名和氏紀事 上卷 ○四十四

義興登世して教長の姪彈正少弼顯忠其の家を承く顯  
忠故有て一旦八代古麓城を去る云一里も寛正六年  
再本城に歸り舊領八代庄及び蘆北郡益城郡豊福等を  
復し是より兵威大に振ひて文明中まゝ益城郡守富庄  
宇土郡等を領す名和文書古麓城顯忠の男次郎重年名和文書古麓城  
と嗣子無し其の男次郎太郎顯武名和文書古麓城家を承  
く名和此時球磨郡人吉の城主相良三郎左衛門尉為續  
豊福の地を侵すよりて顯武是を戦ふ事屢ありて終  
ふ為續を追ひ後居を宇土城に移して本郡矢野城をハ  
東右衛門を以て守らしめ同網田城を以て柝築越後を以

て守らしむ名和文書菊池軍記家取但名和文書及件の  
天文二十年の條名和文書菊池軍記家取顯武の男伯耆二郎重行登世より  
身伯耆守行興を以て家を承らしむ行興宇土を氏守す  
名和系譜此時阿蘇大宮司准將の麾下に隈庄甲斐守威  
昌名和系譜云一る者あり事を以て阿蘇氏に乖きて薩摩の島  
津氏に屬す准將怒て麾下甲斐大和入道宗運を以て威  
昌を攻めしむ威昌援を行興に乞ふよりて行興弟本  
郷武藏守郎黨大河六彌太成松式部大河成松ハ林河荒  
臣僚の家号下卷ニ舉等三百餘騎を遣はし以る本郷  
等威昌共々阿蘇勢と戦ひ悉く敗死す是天文十八年

あり 本書及び名和系譜を按るに行興阿蘇氏に於て不  
平の幸あり其ハ菊池氏武朝より六代能達登世  
て菊池二十二代の嫡流断絶し以て其の臣僚議して  
阿蘇惟憲の男惟長を乞ひて能達の子を惟前とす惟長名を武  
經と更ゆて菊池氏を冒す武經の子を惟前とす惟長の叔父阿  
蘇和行興の妹是ハ嫁せり惟前永正年間本姓の叔父阿  
蘇惟豊の非難を遂ひて其の所願を奪ふ惟豊勢微あるを  
以て終日其の本領を復して勢威前日と信し宗還を以て  
第一の麾下とす右の如く名和氏惟前の縁阿蘇を以て  
拒むる一軍を同二十年八月豊後の國主大友義鎮肥後  
國に發向す阿蘇惟將ハ固より其の與力とるより手  
勢を出して郷導を履くを攻落して宇土城及不行興  
從兵八百餘人して籠城し寄手を敗る事屢あり其の義  
鎮終ふ和を議し乃ち八行興又大國に敵せざるを察し

て其の麾下に屬す 菊池軍記但行興を本書に左兵衛顯  
大年間の論旨よりて今是を改むるに下卷に載する天  
の大友氏の事ハ混して年代を誤るに今本書及び名和  
系譜を按るに大友氏肥後を定めて後義鎮叔父十郎義  
國を以て菊池氏を冒さしめて肥後の代官とす義國名  
を義武と更めて名和行興の妹を娶る義武と義宗と  
も云へり暴戻甚しきふよりて義鎮終ふ是を誅するよ  
し見之り外事ハ菊池氏歎世至 同二十二年行興正五  
義宗者乃ち云つるハ是なり 同二十二年行興正五  
位下修理大夫に叙任し弘治二年まゝ從四位下に進む  
名和文書に按るに行興叙爵の事ハ大友氏に講和の後義  
鎮足利氏に因りて是を朝廷に奏せしむの事ありつゝ彼  
の菊池義武をも天文十八年從五位下行興の男十郎  
叙せしむるに菊池軍記に見之り 行興の男十郎  
行憲登世し乃ち八行十郎行直家を承く 名和此時當家  
の一族加悦大和入道素心本郡網田城 築越後是を守

伊津野十郎ハ五名郡小森城本郷内藏東播磨益城  
 郡豊福城三谷刑部左衛門ハ同郡阿高城を守り永祿年  
 間小至て行直大友氏小從付す飽田郡熊本城主城越前  
 守親賢菊池氏の支流あり當時大友氏小屬す望心を合せて託磨  
 郡河尻城主河尻肥後守重兼大友氏小屬すを討つ然る小菊池  
 郡隈府城主赤星周防守親隆入道道半是も菊池氏の支流あり大友氏小屬す  
 城親賢を討む嘗て行直を語らひりる小行直まこ  
 色小黨す親賢是を聞て却て河尻重兼と和睦す行直道  
 半と共小是と戦ひ乃る小大敗走て内河彌三郎益見  
 五郎等數人討死す自らハ奮撃衝突して僅小遁去歸る

本書此の行直をゆまゝと顯孝小誤也リ顯孝ハ余諸小  
 慶長十三年逝去四十八歳已註す小操りて推算す也  
 ハ生歳永祿四年小當也リ然也ハ上件の趣  
 父行直の代ある事明也也ハ今是を改む  
 左兵衛尉顯孝名和文書小伯耆太  
 郎兵衛也小見ゆ相續きて宇土の城主  
 となり天正六年九月島津氏兵庫頭義  
 弘朝臣五千餘騎を率て肥  
 後國小打入り宇土城を攻む顯孝力を盡して防ぎり盡  
 ハ薩摩勢終小和睦を議し乃る小より顯孝本領を全く  
 してカハシ島津氏小屬す同八年顯孝及び城河尻伊  
 勢  
守隆  
 重隈部但馬守  
 親永等島津氏小屬するよを聞て大友方  
 の甲斐宗運阿蘇勢を率る託磨原小出て是を討むとす  
 顯孝旦過瀨を隔て、是と戦ひりる小諸方の合圖相違

して皆一戦不敗走す同九年五月顯孝島津氏に勝て合  
せ自ら八飽田に向ひらるる隈庄河尻等は討むとす  
隈庄河尻二人島津氏の旗下とる小今  
まゝ顯孝と戦ふ事其の子細詳おらず顯孝手勢四千餘  
人を引具し夜半白河を渡り大い是を敗りて首を斬  
る事八百級此時甲斐宗立宗運の男相模  
守親秀入道まゝ八百餘騎  
ぬて顯孝に向ふ顯孝勝れ乘じて是をも蒐散らして  
五百餘人を討取りて凱陣しりり同十五年豊臣大閤鎮  
西平均の舉ありて四月三日肥後國南關に著陣あり本  
國の將士皆其の營に至て拜謁し先手小屬して諸城を  
攻降す此時佐々成政に命じて宇土城を攻めぬらむ

きと顯孝終に城を出て降参す佐々成政名和文書に據  
る但同書に顯孝太閤領  
西征伐の舉あるよしを聞て上洛し逗留の問其の弟顯  
輝本城を守りぬるあり四月十六日遂に没落すと云ふ  
る大い違つり按るに當日顯孝降参の事を如此誤也  
るあるよし顯孝上洛の仔細ハ下云ふをみるに六  
月一日太閤南關に於て將士の所領を分配せらるる本國  
を以て佐々成政に賜ひ顯孝に五百町の地を賜ひて成  
政に附属せしめらるる菊池軍記陰徳大平記に六月十五  
日太閤府に在陣有りて九國の分  
配を定めらるる云々云ひて顯孝も  
當日所領を賜はりしよし云ふり其の後成政の苛政  
みよりて國中一揆蜂起しはるる太閤島津氏立花氏に  
命じて是を鎮めらるる顯孝を一揆に與てせざる趣を陳  
謝せむる為に上洛し弟惡四郎顯輝系譜おら上  
神四郎とすを以て

鎮西要畧小清正  
 入城の後名和氏  
 の旗伊津野將監  
 手勢五百余人を  
 以て玉名郡小変  
 城を籠る清正  
 自向て城を抜き  
 神受成助將監を  
 討取りてソレ  
 上の天文廿二年  
 の下宇土行直  
 の時玉名郡小森  
 城より伊津野十  
 郎と置くと見え  
 る是れ小合へり

宇土城を守らしめらるる顯輝終る一揆小與之して籠  
 城及ふ一揆の中伯耆五郎兵衛と云へる者有り顯  
 太閤此の由を聞て大に怒り顯孝の所領を没収し本國  
 の諸將小命して顯輝を征せらるる顯輝孤城を守る事何  
 とはすいて薩摩の出水小進を以るる島津氏太閤の命  
 を奉じて是を討する顯輝從兵百七十人を以て薩摩勢  
 中戦ひ縦横を蒐散らして士卒残らず討死し其を顯  
 輝一人八面小何より倔強の敵數十人討て終る自害し  
 乃り佐々軍記顯輝時小歳十九薩摩人其の勇を感して  
 見ゆ上件顯孝の顯未名和文書小記する所錯亂多し本  
 書小考合せて知つし其と陰徳大平記小此の世未を記

更なるを上件小合せ考ふ  
 更なる甚しく何やまきり  
 更なる淺野氏小倚頼して弟顯輝の罪を謝し其を漸く  
 太閤上謁する事を得て本國に歸る佐々成政滅亡の後  
 肥後國ハ加藤清正小西行長の分國となりて加藤氏名  
 熊本城小西氏ハ宇土城に入る  
 佐々軍記小是を天正十  
 六年六月二十七日の事  
 室す〇同書小清正入城の後河尻城を加悦飛彈を以て  
 守らしむむ云へり加悦氏此時加藤氏の臣とあるも  
 のありふ不加悦氏の顯孝小筑前國に於て五百町  
 小せ下小見えり  
 を賜ひ小早川氏隆景當時羽小附属す可きよきを命せ  
 らる是天正十六年八月あり名和文書作文祿中朝鮮の  
 役小侍從隆景小属し彼の地小て軍功被群を以

て歸朝の後特々恩命を蒙り關白秀次に附屬するもの  
幾許あらすして同四年秀次の事ありて後顯孝再び浮  
浪せかりぬ福島正則ハ舊好何るよ上至て是を太閤ハ  
執すしとて暫らく清洲の城中に留めらるる可慶  
長三年太閤まゝと薨去ぬおよふ如此事皆畫餅に  
云へども正則の懇款まゝと黙止難く關原の役も其  
の麾下に屬して功を奏す後正則安藝の廣島に移り顯  
孝も五千石を興へむせせらるるも相傳の士卒を  
扶助し難くして終に廣島を辭し筑後國へ下り山本郡  
平禮石村千光寺當寺今久留米ありの主僧と長溝修理亮堂以

ふ者の子ぬて長溝ハ中本柳氏にて名和氏譜代の臣あり顯孝の乳母子あ  
り乃まを所縁に因りて寓居せる中慶長十三年十一月  
廿五日死去す顯孝の嫡男右近大夫顯武子無きゆより  
て弟太郎兵衛長興左兵衛と補すを嗣せす其の頃柳川侯彈  
守宗茂肥後熊本に至り給ひ歸城の時加藤氏の臣加悦  
平馬等族を送て疆上ぬ至る加悦氏ハ惡四郎泰長の裔  
ふて名和氏譜第の臣とりにぬより天正十六年加悦地  
彈加藤氏に仕へ  
趣上ぬ見えたり平馬  
ハ其の男ぬまぬや別々臨みて侯其の舊主顯孝の顯  
未を問はるるにまハ顯孝既ぬ没して其の子長興山本郡  
に在るよを答ふ侯歸城の後容位を以て長興を招る

る是元和七年あり後米邑を賜はるふよ里固く請ひて  
客位を辭し始て臣下ふ列す長興の嫡男十左衛門長威  
其の家を承け二男七右衛門行久家を大井と號してま  
し柳川ふ仕ふ今ふ連綿より長威より四代十左衛門長  
庸家號を名和ふ復して今の十郎長靖ふ至るまで八代  
長年朝臣より二十四代血統を繼ぐと云へり系譜  
文書  
○柳川ふて名和氏の支族増井氏と稱ふも幕府ふ存  
るよと聞て遷りて後まると同じ支族の久米氏と稱ふ  
も水戸ふ存望や傳へ聞ゆるふ去年の冬江戸ふもの  
しるる序ふ彼の増井氏を訪ひて其の系譜を寫し又

久米氏の系譜を求め得るとふ此の流も彼此ふは  
ふて數家とあまりの其の略傳を記して左ふ附  
す  
久米氏 長生の子小治郎長善より出つ長善伯耆久米  
郡ふ生る其の  
村名今詳 長善延元四年一族と鎮西ふ下り及るふ  
あらす  
長生肥後ふ卒して後 長生の事上の正平年間の條ふ出  
及ふ終焉詳あらす 兵威漸く振はす文中三年長善終ふ  
肥後を去て海路より伊勢ふ抵り後尾張國知多郡久間  
野村ふ住し故國の地名ふよりて久米を家號とす長善  
より三世二郎九郎長澄此の子孫いま久間野  
村ふ存りや云へり

三郎長行文安年間出て本國小河氏又太郎其水野 小仕  
 長行より四世今左衛門長勝水野侯氏の祖なり 小仕  
 勝小四男何り長男六郎左衛門長種二男二郎右衛門長  
 直三男江左衛門長連四男外記長貞かり長男長種の子  
 佐平治長秀幕府小仕後長秀故何りて自殺一子相  
 續す云一り然也 其の子孫詳ならず因云云六  
筆小江戸小山下廣外云一る者何りて名和長年の裔  
直ハ即元貞の門人ありて是も故有て 二男長直ま  
自殺して家亡ふ云云 見之り  
 水野侯小仕天正中 長篠及以長久手の役小軍功何り  
 長直の子二郎右衛門長元木下氏山城守 小仕一慶長五

年關の原の役小戦以敗きて本國小遁去歸る長元の子  
 彦太夫長興ま忠善 水野侯監物 小仕忠善 長興の子新七長友  
 始めて水戸侯小仕長友より 六世當主鐵之進長守小  
 至て世々水藩小存り三男長連水野侯藤次郎忠分此の  
藩の老職水野氏 小仕長連の子 九兵衛某尾張侯小仕  
此の支流あり  
 其の長子九兵衛某二子務右衛門某三子九左衛門某  
 皆同藩小仕今小連綿より 四男長貞水野侯總兵衛  
此の支流あり 小仕長連の子 九兵衛某尾張侯小仕  
 小仕子孫沼津小存り 諸藩の一族皆久米を稱す久米  
譜系  
 増井氏 伯耆守泰興の二男駿河守顯廣より出つ顯廣

應永元年始めて上野國郡名詳上宮村に住す當時上宮  
太郎顯泰と稱す後駿河守顯廣を改顯廣より十二世與

一右衛門敷忠寛文九年始めて幕府に仕ふ敷忠外戚の  
姓を冒して増井氏を稱す敷忠より七世當主兼太郎忠

道不至る以て麾下の列たり増井系譜忠道の父傳之丞  
を欲し是を幕府に訟ふ事あり忠道と其の志を

繼ぐ事云ふ望もいと先許を得ずと云ふり○因ふ云  
ふ伯耆會見郡下、鄉村に春山氏あり大井太郎左衛門長

重の後望云ひて長重より十代名和京右衛門長治伊勢  
の國司北畠氏に仕ふ其後子孫流離して終ふ本國に歸

り近代醫を業せんとて春山庵に云ひて可是より春山を  
以て家號せんと云へり今其の世次を記せるものを見

るに甚疎漏不として歴世の年紀居處等を註せしむる代  
々の名字を存せざるの之を更し考證を加へるに但

長重の後北畠氏に仕ふ事云へるに同く南朝の遺臣に  
して其の所縁あるに似たり然るも名和系譜にも長

重の嗣を記さず微すはきもの無きと惜むべき家  
ありら今傳家の筆記のみにて名世のうはる事能は

ざるに此の外洛東聖護院村に名和氏を稱する者何  
るよしあるやいと其の系譜を見すまは浪華備中長

門筑前等にも名和氏の流ありと云ふ望も皆立祖詳ふ  
らす系譜もを以て  
をさ傳へすを

7

Handwritten text in a vertical column, likely a list or index, enclosed in a rectangular border. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page. The characters appear to be arranged in approximately 20 vertical columns, with each column containing several lines of text. The overall appearance is that of a traditional East Asian manuscript or ledger.

